

一戸町過疎地域持続的発展計画

令和8～12年度

目次

第1 基本的な事項.....	6
1 一戸町の概況.....	6
(1) 諸条件の概要.....	6
(2) 過疎の状況.....	7
(3) 産業の概要.....	8
2 人口及び産業の推移と動向.....	8
(1) 人口の推移と見通し.....	8
3 行財政の状況.....	12
(1) 行政.....	12
(2) 財政.....	13
(3) 公共施設整備.....	14
4 地域の持続的発展の基本方針.....	15
(1) 基本方針.....	15
5 地域の持続的発展のための基本目標.....	15
(1) 基本計画.....	15
(2) 具体的な数値目標.....	15
6 達成状況の評価.....	19
7 計画期間.....	19
8 公共施設等総合管理計画との整合.....	19
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	20
1 現況と問題点.....	20
(1) 移住・定住.....	20
(2) 地域間交流.....	20
(3) 人材育成.....	21
2 その対策.....	21
(1) 移住・定住.....	21
(2) 地域間交流.....	21
(3) 人材育成.....	21

3	計画.....	21
第3	産業の振興.....	23
1	現況と問題点.....	23
(1)	農業.....	23
(2)	林業.....	24
(3)	地場産業の振興.....	26
(4)	企業誘致.....	26
(5)	起業の促進.....	27
(6)	商業.....	27
(7)	情報通信産業.....	28
(8)	観光・レクリエーション.....	28
2	その対策.....	29
(1)	農業.....	29
(2)	林業.....	30
(3)	地場産業の振興.....	31
(4)	企業誘致.....	31
(5)	起業の促進.....	31
(6)	商業.....	31
(7)	情報通信産業.....	31
(8)	観光・レクリエーション.....	32
3	計画.....	32
4	産業振興促進事項.....	34
(1)	産業振興促進区域及び振興すべき業種.....	34
(2)	振興を促すために行う事業の内容.....	34
第4	地域における情報化.....	35
1	現況と問題点.....	35
2	その対策.....	35
3	計画.....	36
第5	交通施設の整備、交通手段の確保.....	38

1	現況と問題点.....	38
(1)	道路・交通網.....	38
2	その対策.....	39
(1)	道路・交通網.....	39
3	計画.....	39
第6	生活環境の整備.....	41
1	現況と問題点.....	41
(1)	環境.....	41
(2)	上水道.....	41
(3)	下水道.....	42
(4)	ごみ・し尿処理.....	42
(5)	消防・防災.....	43
(6)	公営住宅等.....	44
(7)	交通安全・防犯.....	44
(8)	火葬場.....	44
(9)	公共施設.....	45
2	その対策.....	45
(1)	環境.....	45
(2)	上水道.....	45
(3)	下水道.....	46
(4)	ごみ・し尿処理.....	46
(5)	消防・防災.....	46
(6)	公営住宅等.....	46
(7)	交通安全・防犯.....	47
(8)	火葬場.....	47
(9)	公共施設.....	47
3	計画.....	47
第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	49
1	現況と問題点.....	49

(1) 地域福祉.....	49
(2) 児童・ひとり親家庭.....	49
(3) 高齢者.....	49
(4) 障がい者.....	50
(5) 保健.....	50
2 その対策.....	51
(1) 地域福祉.....	51
(2) 児童・ひとり親家庭.....	51
(3) 高齢者.....	52
(4) 障がい者.....	53
(5) 保健.....	53
3 計画.....	54
第8 医療の確保.....	55
1 現況と問題点.....	55
2 その対策.....	55
3 計画.....	55
第9 教育の振興.....	56
1 現況と問題点.....	56
(1) 学校教育.....	56
(2) 生涯学習.....	57
(3) 生涯スポーツ.....	57
2 その対策.....	58
(1) 学校教育.....	58
(2) 生涯学習.....	59
(3) 生涯スポーツ.....	59
3 計画.....	60
第10 集落の整備	62
1 現況と問題点.....	62
2 その対策.....	62

3	計画.....	63
第 11	地域文化の振興等.....	64
1	現況と問題点.....	64
2	その対策.....	64
3	計画.....	65
第 12	再生可能エネルギーの利用の促進.....	66
1	現況と問題点.....	66
2	その対策.....	66
3	計画.....	66
第 13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	68
1	現況と問題点.....	68
	(1) 多様性の尊重や共生社会の構築.....	68
	(2) 広報広聴の充実.....	68
2	その対策.....	68
	(1) 多様性の尊重と共生社会の構築.....	68
	(2) 広報広聴の充実.....	68
3	計画.....	69
	事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分.....	70

第1 基本的な事項

1 一戸町の概況

(1) 諸条件の概要

① 自然的条件

一戸町は、岩手県の内陸北部、県庁所在地の盛岡市から北約65kmに位置しており、九戸村、葛巻町、岩手町、八幡平市及び二戸市にそれぞれ隣接している。

総面積は300.03km²で、そのうち約75%を山林原野が占めている。地形は、奥羽山脈と北上山地に囲まれ、南西部に標高1,018mの西岳があり、その山裾に高原地帯が広がっている。

河川は、西岳を水源地とする多くの河川があり、馬淵川に合流しているが、別水源の支流もいくつかある。これら河川流域に平坦地があり、集落を形成している。

気象は、一戸地区と奥中山地区に大きく分けられ、気候にも違いが見られるが、全体的に年間を通じて気温が低い高原型の気候となっており、夏は涼しく過ごしやすい反面、冬は寒さの厳しい気候となっている。総じて、気象状態は不安定で、夏期の異常気温、日照不足、春期の晩雪、晩霜の発生により農業生産に大きな影響を受ける場合がある。

② 歴史的条件

一戸町の歴史は、約7000年前まで遡る。数千年間は自然採集を生産の基盤とする時代で、農耕集落が形成されるようになるのは千数百年前のこと。集落は馬淵川流域を中心に発達するが、蝦夷征伐後、平安時代になって山間地も開拓されるようになった。一戸の地名が史実にあらわれるのは鎌倉期以降であり、豪族が台頭、やがて九戸争乱を経て当町は盛岡南部の領地となった。

明治元年に政府直属となり、同9年に青森県から岩手県に編入された。同22年の町村制により一戸村と高善寺村が合併して町制を施行。同25年に東北本線一戸駅が開業し一戸機関区、保線区が設置されて岩手県北の交通の要衝として発達してきた。

昭和32年には、一戸町、小鳥谷村、鳥海村、浪打村、姉帯村の1町4村が合併し、新一戸町として現在に至っている。

③ 社会的条件

一戸町の人口は、町村合併以降、年々減少しつつあるが、これを年齢階級別にみると、年少人口と生産年齢人口が減少している。高齢者人口は増加傾向にあったが、平成17年以降は横ばいに推移している。

交通は、IGRいわて銀河鉄道と国道4号が町を縦断し、県道は主要地方道が4路線、一般県道が5路線通っている。また、東北自動車道八戸線が平成元年度に開通し一戸インターチェンジが設置されたほか、平成14年12月に東北新幹線盛岡・八戸間が開通しており、広域的な交通アクセスは大幅に向上した。

④ 経済的条件

当町の産業構造の状況をみると、まず産業構造別就業人口は、令和2年で第一次産業就業者が20.1%、第二次産業25.1%、第三次産業54.8%となっており、昭和60年まで最も多かった第一次産業が一番少ない割合となっている。

産業構造別総生産額は、平成27年で第一次産業が11.7%、第二次産業が19.9%、第三次産業が67.8%。令和元年では第一次産業が16.8%、第二次産業が20.2%、第三次産業で62.5%と、全産業とも大幅な伸びの傾向はない。

今後は、広域交通網の整備や情報化の進展により、盛岡市や新産業都市青森県八戸市ばかりでなく、さらに経済交流の範囲が拡大するものと思われる。

産業構造別就業人口の状況

(単位：人、%)

年度	町全体			
	全体	一次産業	二次産業	三次産業
平成 17 年	7,739 (100%)	1,951 (25.2%)	2,137 (27.6%)	3,646 (47.1%)
平成 22 年	6,751 (100%)	1,571 (23.3%)	1,737 (25.8%)	3,435 (50.9%)
平成 27 年	6,229 (100%)	1,271 (20.4%)	1,587 (25.5%)	3,359 (53.9%)
令和 2 年	5,746 (100%)	1,157 (20.1%)	1,443 (25.1%)	3,146 (54.8%)

出典：国勢調査

※就業者の全体人数には、分類不能人数が含まれるため、各産業区分の合計と一致しない。

(2) 過疎の状況

① 人口等の動向

1町4村が合併した昭和32年に27,003人あった人口が、昭和55年には20,861人、平成27年には12,919人、令和2年では11,494人と年々減少し、この約60年間に15,509人(57.4%)減少している。昭和55年以降、人口減少率が一時鈍化したことが、近年ふたたび減少率が高くなり、過疎化の進行がみられる。

この人口減少の要因には、慢性的な要因としては若年者層の町外流出があげられる。若年者の都市流出は、町の雇用吸収力が低いことと魅力ある都市機能を備えた生活環境の整備の立ち遅れによると考えられる。また、平成元年以降は、自然動態による減少も深刻である。年間の死亡数は微増する傾向に対し、出生数は年々減少傾向にあり、平成元年以降は死亡数を下回り続けている。令和6年4月から令和7年3月までの1年間では、死亡数が258人に対し出生数が14人と10分の1以下まで減少している。

一方、人口構成をみると、高齢者比率は平成27年には37.4%、令和2年では42.5%となり、5.1ポイント上昇している。また、若年者比率は平成27年には9.4%、令和2年では8.9%となり、0.5ポイント低下している。このように高齢者比率が40%を超えたのに対し、若年者比率は10%を下回っており、ますます高齢化が進んでいることがわかる。

② これまでの過疎対策の成果と課題

一戸町では、過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に基づき、約260億円余りを過疎対策事業として実施してきた。その結果、整備が遅れていたインフラなどの生活基盤の整備や、介護施設を複合した総合保健福祉センターをはじめとする公共施設の整備、企業誘致や産業の育成、教育環境の充実、防災機能強化、関係人口の創出など一定の成果を上げてきた。

しかし、若年層を中心とした人口減少には歯止めがかからず、特に医師不足や介護職員不足は深刻な状況となっており、伝統芸能などの地域文化の継承や地域の自律的な活動に支障をきたしている。ほかにも、閉校となった校舎をはじめとする公共施設の撤去が進まないことや、空き家増加による危険箇所の増加傾向など、町の発展はもとより機能維持についても課題が生じている。

③ 今後の見通し

一戸町の今後の過疎対策は、引き続きインフラや公共施設などの生活基盤の整備により地域間の生活環境格差に配慮しつつも、公共施設等総合管理計画に基づく既存施設の長寿命化や集約を推進していく。また、持続可能な開発の推進のため、町内の再生可能エネルギーを有効活用するための設備や仕組みについても集中的に投資していく。ほかにも、世界的な気候変動に伴う自然災害への対応など今までに無いリスクに対応するための対策が見込まれる。

おおむね30年後に実現していきたい一戸町の姿、「みんなが生き生きと繋がって賑わいをつくり出しているまち」、「みんなが自然や文化がもつ魅力を引き出しているまち」、「みんなが安心でき、これからも暮らし続けたいと思うまち」の3つを基本理念に少しでも近づけるよう過疎対策事業についても推進していく。

(3) 産業の概要

① 産業の現状

一戸町の町内総生産は、令和3年度は平成27年度に比較して約1.8%しか増加しておらず、一人あたりの町民所得においては県全体の伸び率を上回っているものの、県全体と比較して約9割にとどまっており、経済成長は県内で比較しても鈍い状況である。

一戸町の就業者数の産業構造は、昭和35年には第一次産業が66.9%と大きな割合となっていたが、令和3年には18.4%と割合が一番小さくなっている。しかし、県全体の3.0%と比較すると大きな割合となっており、第一次産業に従事する者の相対数が多いため、付加価値の高い農産物を生産できれば町民所得の向上に大きく寄与するものと推察される。また、伐期を迎えている町内の木材についても有効活用することで大きな経済成長を望むことができると考える。そのほか、第二次産業は昭和35年の9.0%（県全体15.1%）から令和3年には17.7%（県全体26.3%）、第三次産業は昭和35年の24.1%（県全体28.2%）から令和3年には63.1%（県全体69.9%）と増えている。

一人当たりの町民所得の状況

(単位:千円、%)

	平成27年度	令和3年度	伸び率
一戸町	2,187	2,488	13.8
県全体	2,623	2,667	1.7

② 県北広域振興圏の現状

県北地域は、人口減少率が県平均を上回り、就職、進学等を要因とする若者の減少が顕著であり、引き続き若年層を中心とした人口の流出防止・定着の促進を図る必要がある。

このような状況の下、県北の産学官及び異業種で構成する「北いわて未来づくりネットワーク」による女性活躍と人材確保の取組や、「北岩手循環共生圏」による再生可能エネルギー資源を生かした地域振興の取組が進められるなど、包括的に県北圏域の振興が図られている。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と見通し

① 人口の推移

1町4村が合併した昭和32年に27,003人あった人口が、昭和55年には20,861人、平成27年には12,919人、令和2年では11,494人と年々減少し、この約60年間に15,509人(57.4%)減少している。昭和55年以降、人口減少率が一時鈍化したことが、近年ふたたび減少率が高くなり、過疎化の進

行がみられる。

② 年齢階層別人口

年齢階級人口の推移をみると、0歳～14歳は、昭和55年に4,791人であったものが、令和2年には987人となり、昭和55年と比べて79.4%の大幅な減少となっている。

15歳～64歳は、昭和55年に13,685人であったものが、令和2年には5,612人となり、昭和55年と比べて59.0%の減少となっている。このうち、15歳～29歳の若年層については、昭和55年に4,226人（若年者比率20.3%）であったものが、令和2年には1,018人（若年者比率8.9%）となり、昭和55年と比べて75.9%減少している。

65歳以上の老年人口は、昭和55年に2,385人であったものが、令和2年には4,881人となり、昭和55年と比べて104.7%増、高齢者比率でみると11.4%から42.5%へと大幅に高くなっている。

（表1-1(1)参照）

③ 人口の今後の見通し

このように、当町の人口減少は、出生数の減少と若年者の流出に起因し、高齢化が急激に進んでいる状況にある。この傾向は今後も続くものと考えられるが、本計画によって振興を図り、人口流出に歯止めをかけ過疎からの自立を図りたい。（表1-1(2)参照）

④ 産業の現況

一戸町における総生産額は、平成27年の38,778百万円から令和元年の41,933百万円まで増加を続けていたものの、新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年は39,464百万円に減少している。産業構造別に見ると、一次産業は平成27年に4,537百万円であったものが、令和3年には7,265百万円と増加、二次産業は7,724百万円であったものが、6,998百万円に減少している。三次産業は26,279百万円であったものが、24,899百万円と減少している。

産業構造別就業人口は、一次産業が平成17年に1,951人であったものが、令和2年には1,157人。二次産業は、2,137人であったものが、1,443人。三次産業は3,646人であったものが、3,146人といずれも減少傾向にある。

産業構造別総生産額の状況

（単位：百万円、％）

年度	町全体			
	全体	一次産業	二次産業	三次産業
平成27年	38,778 (100%)	4,537 (11.7%)	7,724 (19.9%)	26,279 (67.8%)
平成29年	41,063 (100%)	6,016 (14.7%)	8,446 (20.6%)	26,395 (64.3%)
令和元年	41,933 (100%)	7,065 (16.8%)	8,485 (20.2%)	26,200 (62.5%)
令和3年	39,464 (100%)	7,265 (18.4%)	6,998 (17.7%)	24,899 (63.1%)

⑤ 産業の今後の見通し

総生産額と就業人口は、各産業ともに今後もこの傾向で進むものと考えられる。

表 1 - 1 (1)人口の推移 (国勢調査)

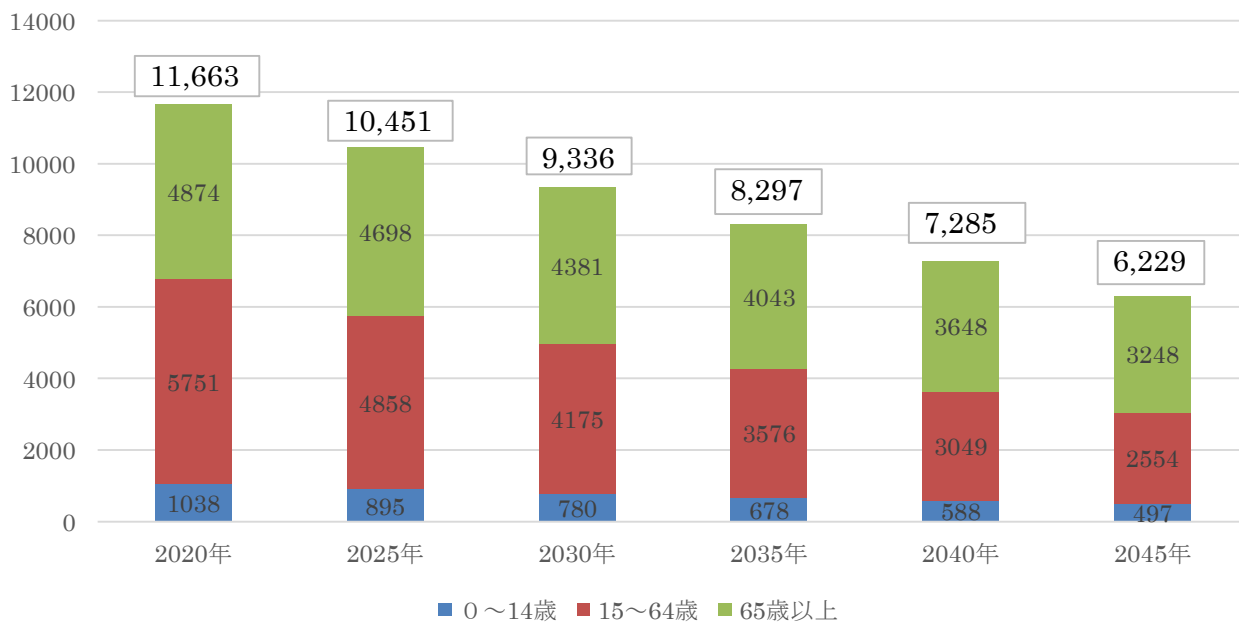
区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 20,861	人 18,610	% △10.8	人 15,549	% △16.4	人 12,919	% △16.9	人 11,494	% △11.0
0 歳～14 歳	4,791	3,405	△28.9	1,679	△50.7	1,211	△27.9	987	△18.5
15 歳～64 歳	13,685	11,930	△12.8	8,893	△25.5	6,879	△22.6	5,612	△18.4
うち 15 歳～29 歳 (a)	4,226	2,785	△34.1	1,944	△30.2	1,215	△37.5	1,018	△16.2
65 歳以上(b)	2,385	3,275	37.3	4,977	52.0	4,829	△3.0	4,881	1.1
(a)/総数 若年者比率	% 20.3	% 15.0	-	% 12.5	-	% 9.4	-	% 8.9	-
(b)/総数 高齢者比率	% 11.4	% 17.6	-	% 32.0	-	% 37.4	-	% 42.5	-

表 1 - 1 (2)人口の見通し

区分	令和12年 4 月 1 日			令和17年 4 月 1 日			令和22年 4 月 1 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 9,336	-	% △20.7	人 8,297	-	% △11.1	人 7,285	-	% △12.2
男	4,547	% 48.7	△20.1	4,047	% 48.8	△11.0	3,548	% 48.7	△12.3
女	4,789	% 51.3	△21.3	4,250	% 51.2	△11.3	3,737	% 51.3	△12.1

出典：国立社会保障・人口問題研究所 (2018 (H30) 公表)

一戸町の人口の見通し2020年（令和2年）～2045年（令和27年）



3 行財政の状況

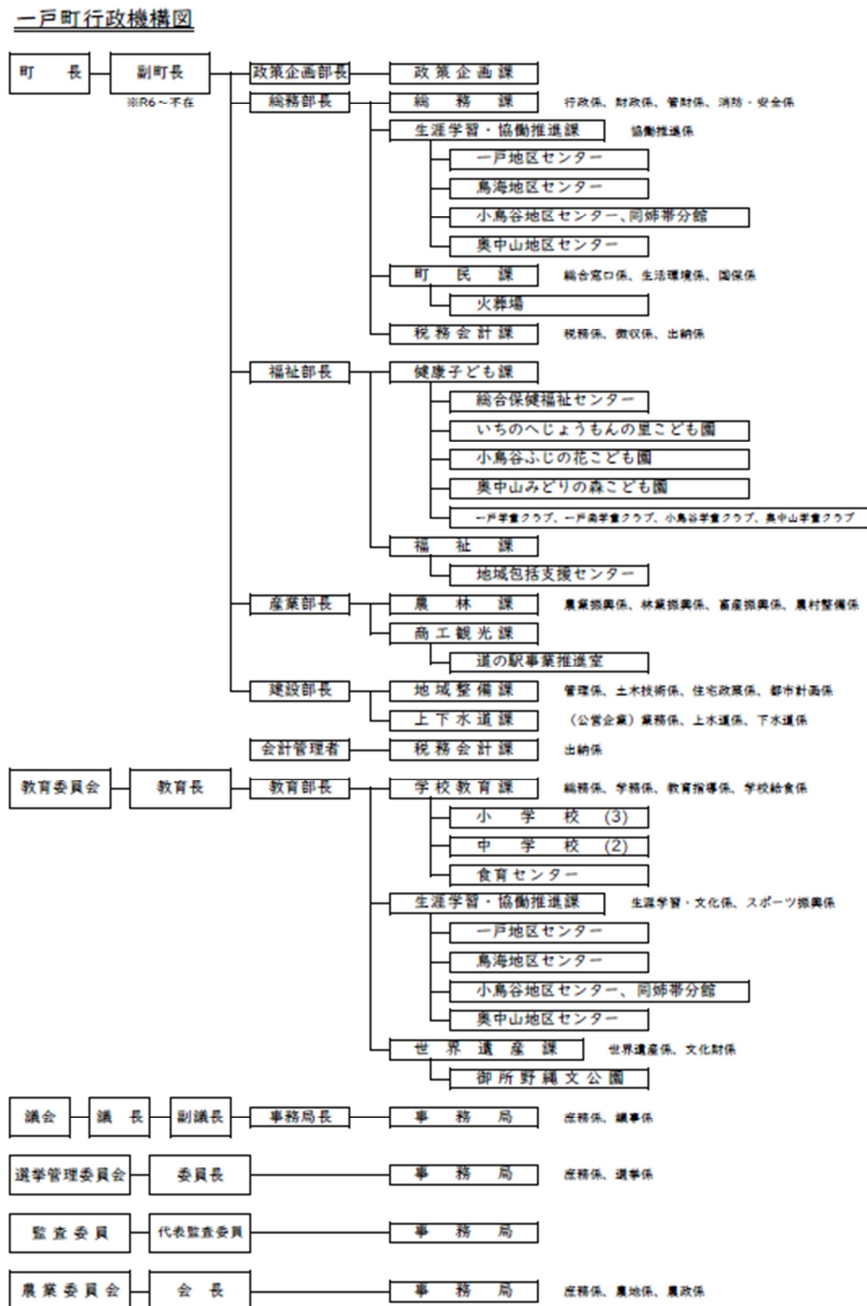
(1) 行政

① 組織

一戸町の行政組織は、増大・多様化する行政課題に的確に対処していくために、数次にわたる機構改革を行っている。(一戸町行政機構図参照)

令和7年4月1日現在の組織体制は、町長部局11課、地区センター3、認定子ども園3、議会事務局1、教育委員会事務局3課、食育センター1、農業委員会事務局1、選挙管理委員会事務局1、監査委員事務局1、公営企業1で、一般行政職139人の体制となっている。

今後は、新たな視点からの組織・機構の見直しや事務の効率化、職員の資質向上と適正配置などに努め、更に効率的、計画的な行政運営を進めていくことが必要である。



② 広域行政

一戸町は、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村の岩手県北1市2町1村で構成される二戸地区広

域市町村圏に属し、消防・救急、ごみ・し尿処理、介護保険など様々な分野において広域行政を推進している。

今後も、少子高齢化の一層の進行や経済の国際化、高度情報化社会の進展、地球規模での環境保全意識の高まりなどを背景に、広域的な連携を必要とするテーマがますます増大していくことが予想されるため、広域行政の一層の強化、連帯が必要である。

(2) 財政

一戸町の普通会計の歳入総額は、平成22年度の95億2350万円から、平成27年度は86億2681万円、令和2年度は105億2717万円と推移している。(表1-2(1)参照)

歳入のうち、町税を主とする自主財源は、平成22年度24億2339万円、平成27年度28億5920万円、令和2年度26億8,561万円であり、歳入総額に占める割合は平成22年度25.6%、平成27年度33.2%、令和2年度25.5%となっている。

歳出は、投資的経費が平成22年度17億4694万円、平成27年度9億3861万円、令和2年度14億6991万円であり、歳出総額に占める割合は、平成22年度20.2%、平成27年度11.3%、令和2年度14.5%と平成22年度に比較して5.7ポイントの減となっている。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、平成22年度33億5023万円(構成比38.8%)、平成27年度32億1605万円(構成比38.9%)、令和2年度34億8811万円(構成比34.5%)となっている。

一戸町ではこれまで、厳しい財政状況の中、限りある財源の効率的な配分に努めてきたが、地方交付税等の減少に加え、更に社会保障関係経費やインフラの維持補修費の増加等による行政需要の増加も加わり、財政環境はますます厳しい状況になることが予想される。

このため、行財政改革を推進し、歳入確保策とともに歳出経費全般にわたって不断の見直しを行い、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努めていくことが必要である。

表1-2(1)財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	9,523,497	8,626,806	10,527,168
一般財源	5,232,053	5,271,169	5,280,108
国庫支出金	1,548,968	782,224	2,294,352
都道府県支出金	785,309	661,833	898,420
地方債	900,300	610,200	926,300
うち過疎対策事業債	418,300	202,100	416,800
その他	1,056,867	1,301,380	1,127,988
歳出総額 B	8,633,218	8,271,793	10,118,365
義務的経費	3,350,230	3,216,050	3,488,105
投資的経費	1,746,942	938,613	1,469,906
うち普通建設事業	1,716,003	844,149	1,411,431
その他	3,536,046	4,117,130	5,160,354
過疎対策事業費	822,246	269,351	535,685
歳入歳出差引額 C (A-B)	890,279	355,013	408,803
翌年度へ繰越すべき財源 D	569,815	90,310	167,960
実質収支 C-D	320,464	264,703	240,843
財政力指数	0.29	0.32	0.34
公債費負担比率	19.4	15.9	14.8
実質公債費比率	12.4	8.3	8.7
起債制限比率	9.5	4.2	-
経常収支比率	82.7	88.5	92.3
将来負担比率	77.2	60.6	21.8
地方債現在高	9,682,182	7,965,845	7,222,930

歳入総額Aの一般財源は、地方税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金及び地方交付税の合計額である。

(3) 公共施設整備

当町の主要公共施設の整備状況は、表1-2(2)のとおりである。

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2年 度末
市町村道					
改良率 (%)	37.9	45.0	63.6	68.1	69.4
舗装率 (%)	16.6	39.2	59.8	64.8	66.1
農道					
延長 (m)	204,798	207,614	183,829	186,467	186,467
耕地1ha当たり農道延長 (m)	33.2	35.1	34.9		
林道					
延長 (m)	57,774	31,239	51,800	47,752	53,596
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.3	2.0	3.3	2.2	9.7
水道普及率 (%)	67.1	75.2	76.3	83.0	82.4
水洗化率 (%)	0.0	0.0	15.9	45.1	57.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	18.0	23.0	24.4	23.8	19.0

※平成16年度以降の農道延長のデータは取得していない

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 基本方針

一戸町は、令和元年度を初年度とする8カ年の一戸町総合計画に基づき、おおむね30年後に実現していきたい一戸町の姿、「みんなが生き生きと繋がって賑わいをつくり出しているまち」、「みんなが自然や文化がもつ魅力を引き出しているまち」、「みんなが安心でき、これからも暮らし続けたいと思うまち」の3つを基本理念に新しいまちづくりに取り組んでいる。

本計画においても、これまでの過疎地域自立促進計画で解決できなかった過疎脱却のための課題を解決し、真に自立できる地域社会実現のため、一戸町総合計画基本理念実現を基本方針として各分野にわたり事業を積極的に推進する。

5 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 基本計画

一戸町総合計画では、基本理念の実現に向けて8年間で取り組む方向性を6つの基本目標として定め、具体的な目標を数値で設定している。

本計画においては、一戸町人口ビジョンで目指す人口に関する2つの目標と、一戸町総合計画基本計画で定める65の目標、あわせて67の数値目標を基本目標とする。

① 目指すべき将来の方向性、人口目標

令和7年度の合計特殊出生率1.53、社会移動の差ゼロを目指す。

② 将来を担う人材を育むまちづくり

学校の内外で協力しあう学習支援やキャリア教育の充実、スポーツ少年団や生涯学習などの活動を通じた豊かな人間性とコミュニケーション能力の育成などに取り組み、将来を担う人材を育むまちづくりを進める。

③ 人が集まり地域が活力にあふれるまちづくり

移住・定住や地域資源を活用した交流の拡大、自治会等の行事や地域活動の活性化などに取り組み、人が集まり地域が活力にあふれるまちづくりを進める。

④ 産業の振興と仕事を創出するまちづくり

農林畜産業、商工業や観光業等の各分野で、後継者の育成、商品の磨き上げや販路拡大などに取り組み、産業の振興と仕事を創出するまちづくりを進める。

⑤ 歴史や文化を活かすまちづくり

御所野遺跡や旧朴館家住宅等の有形文化財や神楽等の無形文化財の保存、伝統工芸の継承などに取り組み、まちの魅力として歴史や文化を活かすまちづくりを進める。

⑥ 元気で健やかに暮らせるまちづくり

医療の確保、社会福祉や子育て支援の充実、地域での健康活動の向上、個々の健康管理の徹底などに取り組み、元気で健やかに暮らせるまちづくりを進める。

⑦ 生活しやすい環境が充実するまちづくり

道路、情報通信基盤、上下水道等のハード面の整備、ごみ処理、交通、消防防災体制等のソフト面の整備に取り組み、生活しやすい環境が充実するまちづくりを進める。

(2) 具体的な数値目標

具体的な数値目標は以下のとおりとし、令和9年度以降の目標数値は第7次一戸町総合計画基本計画の策定にあわせて設定する。

No.	項目	年度	令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
1	合計特殊出生率		1.53				
2	社会移動人口	人	0				
3	町民セミナー受講者延べ人数	人	420				
4	図書館利用者数 (1日平均来館者数)	人	180				
5	授業が「分かる」と答えた児童生徒の割合 (小学校) ※1	%	80.0				
6	授業が「分かる」と答えた児童生徒の割合 (中学校) ※1	%	82.0				
7	自己肯定感をもっている児童生徒の割合 (小学校) ※1	%	90.0				
8	自己肯定感をもっている児童生徒の割合 (中学校) ※1	%	76.0				
9	小学校肥満率※2	%	13.00				
10	中学校肥満率※2	%	11.50				
11	町等の主催事業への中高校生ボランティア参加者延べ人数	人	40				
12	体育協会種目別協会数	団体	20				
13	スポーツ少年団団体数	団体	9				
14	教委主催大会参加延べ人数	人	2,500				
15	入学者数※3	人	140				
16	わたしたちの元気なまちづくり事業活用件数	件	76				
17	地域担当職員予算の活用団体数	団体	58				
18	窓口アンケート※4で把握した移住者数	人	150				

19	関係人口登録者数	人	100				
20	国際交流イベント開催数	回	2				
21	男女共同参画サポーター養成講座受講者累計	人	35				
22	野菜出荷量※5	t	9,001				
23	生乳生産量※5	t	22,100				
24	基盤整備事業実施面積※6	ha	3.50				
25	人工造林面積※7	ha	50				
26	経営改善等に係る相談件数	件	1,640				
27	企業支援事業費補助金活用件数（延べ）	件	5				
28	町民税課税額（現年）	百万円	450				
29	町が実施及び協力するPRイベントに参加した企業数（延べ）	社	6				
30	町の観光客数	千人	660				
31	商品開発等のための補助金申請件数	件	3				
32	御所野縄文公園来訪者数	人	50,000				
33	遺跡ボランティア登録者数	人	125				
34	御所野縄文公園クリーンデー参加人数	人	500				
35	一戸町郷土芸能祭参加人数	人	140				
36	保存修理事業公開イベント参加人数	人	50				
37	地域サロン設置数	団体	35				
38	地域ボランティア登録人数	人	50				

39	中核機関相談員数	人	5				
40	特定健診受診率	%	49.6				
41	特定保健指導実施率	%	70.0				
42	保育所等待機児童数	人	0				
43	母子アプリ登録者数	人	152				
44	老人クラブ団体数	団体	29				
45	冬季高齢者生活施設件数	件	3				
46	サービス利用率※8	%	35				
47	相談支援事業所数	事業所	4				
48	地域生活への移行者数	人	1				
49	就労移行登録者数	人	75				
50	地域生活支援拠点事業利用登録者数	人	10				
51	医師確保の要請	回	2				
52	町有施設の二酸化炭素排出量	t	4,137				
53	住宅用太陽光発電システム設置補助件数	件 (累計)	135				
54	町道舗装補修工事	m	500				
55	水道管路の耐震化率	%	17.0				
56	テレビ難視聴対策設備の更新件数	件	3				
57	子育て支援住宅住戸稼働率	%	99.0				
58	生活系（家庭系）ごみ排出量	t	2,570				
59	資源ごみ回収量	t	690				

60	汚水処理人口普及率	%	62.4				
61	町ホームページへのアクセス数	回	1,277,865				
62	オンライン申請件数	件	50				
63	町ホームページ以外のSNS等フォロワー数	人	4,000				
64	地域懇談会参加者数	人	200				
65	自主防災組織組織率	%	53.5				
66	交通事故件数※9	件	130				
67	刑法犯総数	件	10				

※1 県学調：児童生徒質問紙（小学校5年生、中学校2年生）

※2 各校の健康診断結果による

※3 北桜高校の入学者数

※4 岩手県内全市町村で実施している、転入届手続者を対象としたアンケート調査

※5 新岩手農業協同組合調べ

※6 農地の区画整理や暗渠排水工等を行う事業で整備面積によって10ha未満のもの

※7 森林整備事業実績

※8 サービス利用者数／障害者手帳所有者数

※9 人身事故件数＋物損事故件数

6 達成状況の評価

計画の達成状況の評価は、毎年8月に議員、学識経験者、各分野の代表者等からなる一戸町総合計画審議員が開催する一戸町総合計画審議会での総合計画の評価にあわせて実施する。また、評価内容については議会に報告、住民に公表する。

7 計画期間

この計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5カ年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

一戸町公共施設等総合管理計画では、「人口減少・少子高齢化社会への対応」、「公共施設の大規模改修・建替え等への対応」、「厳しさを増す財政状況への対応」の3つの課題に対応するため「供給量の適正化」、「既存施設の有効活用」、「効率的な管理・運営」の3つの視点を重視し下記7つの基本方針を定めている。当計画においてもこの基本計画に基づいた施設の整備を進める。

① 機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への

対応を検討する。

② 施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、町民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進する。

③ 予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努める。

④ 計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討とあわせ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進する。

⑤ 維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用等の適正化を図る。

⑥ 長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図る。

⑦ 民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持向上を図る。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住

岩手県の社会減は、進学期・就職期の県外への転出が主な要因であり、特に20代前半の女性の転出が顕著となっている。一戸町では岩手県の状況よりもさらに厳しく、人口減少の進行による担い手不足が懸念されていることから効果的な移住・定住政策が求められる。そこで、平成28年3月には一戸町人口ビジョン・総合戦略を、平成31年3月には第6次一戸町総合計画基本計画を策定し、移住・定住政策を早急に推進すべき取組のひとつとして定め、移住相談窓口の設置、地域協力活動を行う地域おこし協力隊員の活用、町が設置する就農支援施設「一戸夢ファーム」を活用したUターン支援などに取り組んでいる。

一方、令和6年度の社会移動は45人の転出超過となっており、人口ビジョンで定める目標の達成に向けて、住居環境の整備を中心に一層の政策推進が求められる。

(2) 地域間交流

交通・通信ネットワークの整備や経済のグローバル化などを背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われている。様々な国や地域、人々との交流は、産業や経済、文化など幅広い分野で地域の活性化を促すことが期待されるものであり、国際交流や地域間交流に積極的に取り組むことが求められている。また、まちづくりや人づくりの大きな契機ともなりうるものであり、地域間競争が激化する一方で、地域間交流の推進は重要な課題となっている。

一戸町では、これまで在京一戸人会との交流や戸のサミットなどにより地域間の交流を続けており、さらに平成30年度に神奈川県横浜市と「再生可能エネルギーに関する包括連携協定」を締結し、東北・北関東の16市町村と連携し再生可能エネルギーの供給を通じた関係人口創出に向けた取組を

進めている。人の交流だけでなく、農産物などを横浜市へ有利に流通させる可能性があると思込まれるが、人材やノウハウの不足等により生かしきれていない。

(3) 人材育成

岩手県では全ての公立小中学校や義務教育学校、県立学校でキャリア教育を推進する中、ものづくり分野における産学官一体となった先進的な取組をはじめ個人の様々な段階に応じた人材育成が進められている。一戸町でも就学前幼児期や小学校低学年児童期を対象とした「一の教育」や、各小中学校での「御所野縄文学」を通して各機関が連携して将来を担う人材の育成が進められている。また、県立北桜高等学校の課題解決授業へ地域住民が講師などとして参加し、生徒の主體的な課題解決能力の育成の支援をしている。自主的な地域活動やコミュニティ活動の支援を目的に、地域づくり推進事業などによる活動経費の補助を続けており、各地域・コミュニティでイベントの開催や環境整備活動などが行われている。

一方、更なる自主的な地域経営をめざし、活性化計画（地域活動プラン）の策定を支援しているが人材不足やノウハウがないことなどにより浸透が進んでいない。また、地域資源の活用や課題解決に向けて、行政、民間事業者、教育機関、金融機関など関係機関の連携を強化する必要がある。

2 その対策

(1) 移住・定住

- ① 移住相談窓口と相談員を設置する。
- ② 移住相談会や移住体験ツアーを開催、出展する。
- ③ 移住情報ポータルサイトやパンフレット等情報発信ツールを作成する。
- ④ 空き家バンクの設置、リフォームや家屋解体への補助などにより住居供給を支援する。
- ⑤ 子育て世帯への家賃補助を実施する。
- ⑥ 新規就農希望者向けに農地つき住宅の提供を支援する。
- ⑦ 移住・定住支援団体の立ち上げを支援する。
- ⑧ 不動産投資を促すための関係構築やセミナー等を開催する。
- ⑨ 廃校校舎等の利活用を検討する。
- ⑩ スモールオフィス、オープンスペース等テレワーク等に対応する施設を整備する。
- ⑪ 移住体験住宅を整備する。

(2) 地域間交流

- ① 文化、スポーツ、歴史や自然など町の資源を活用した地域間交流事業を実施する。

(3) 人材育成

- ① 地域づくりを担う人材や団体を支援する地域づくり推進事業を継続実施する。
- ② 地域資源の有効活用や、地域課題の解決に取り組む人材育成を目的に、関係機関が連携し研究や研修を実施できる拠点を整備する。

3 計画

事業計画表のとおり

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(1)移住・定住	移住体験住宅整備事業	町	
		リモートワーク環境整備事業	町	
	(2)地域間交流	交流拠点整備事業	町	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	空き家対策総合支援活用事業	町	
		移住・定住推進事業	町	
		子育て世帯定住推進事業	町	
		一戸町奨学金返還金支援事業	町	
		若者空き家住まい支援事業	町	
		子育て支援民間賃貸住宅家賃補助事業	町	
		子育て認定賃貸住宅新築及び改修工事支援事業	町	
		若年者認定賃貸住宅賃地区及び改修工事支援事業	町	
		住まいの省エネルギー改修推進事業	町	
		居住誘導促進事業	町	
	地域間交流	関係人口推進事業	町	
	人材育成	地域づくり推進事業	町	
		地域資源利用促進研究事業	町、大学	
		若者地域活性化アクション支援事業	町	
基金積立				
	地域づくり推進基金積立	町		

第3 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

農業は一戸町の重要な産業であり、その振興を図ることは、町の発展のために最も重要な要件である。

これまで一戸町では、地域特性を生かした特色ある農業を大切に育み、成果を上げてきたが、農業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、全体的な農家数の減少や就業者の高齢化、後継者不足といった問題が依然解消されていない状況である。さらに、産地間競争の激化などに伴う価格の低迷、消費者ニーズの多様化に加えて鳥獣被害の増加など、抱える課題も増え続けている。このような状況の中、農業が今後も地域社会・経済を支える基幹産業として発展していくためには、生産者自らが消費者ニーズや農業を取り巻く環境の変化を的確に把握し、意欲的に農業に取り組むことができる環境づくりを総合的に進めていくことが必要である。

このため、農業者や国、県などの関係機関との一層の連携強化による農業生産基盤の整備を進めながら、経営感覚に優れた担い手や生産組織の育成を図り、農業構造の再編強化に努めるとともに、安全安心農畜産物の生産推進による一層のブランド化、新たな特産物の開発などに努める必要がある。

また、若者にも魅力ある農業を展開するため、快適で潤いのある農村生活環境の整備を進めるほか、都市と農村の交流を目指した農業や地産地消の推進、環境保全型農業など新たな展開にも積極的に取り組んでいく必要がある。

一戸町では農業の活性化を図るため、(株)一戸夢ファームという新規の就農者、農業後継者の育成・研修機関を立ち上げ今までに11人の修了者が誕生し、今後の地域農業の担い手育成に大きく寄与している。

農家人口、農家就業人口、農家数の推移

区分	農家数							農家人口 人	農業就業者数 人
	総数	自給的農家	販売農家	専業農家	兼業農家				
					計	第1種	第2種		
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	人	人	
昭和33年	2,661	-	-	958	1,703	1,331	372	18,177	-
昭和35年	2,799	-	-	665	2,134	1,641	493	18,690	-
昭和40年	2,753	-	-	645	2,108	1,516	592	16,849	6,834
昭和50年	2,603	-	-	449	2,154	990	1,164	13,109	5,381
昭和60年	2,405	-	-	352	2,053	844	1,209	10,665	4,223
平成2年	2,250	-	-	411	1,839	552	1,287	9,510	3,808
平成7年	2,042	378	1,664	295	1,369	499	870	8,395	3,263
平成12年	1,829	436	1,393	262	1,131	315	816	7,286	2,497
平成17年	1,658	464	1,194	285	909	299	610	4,842	2,237
平成22年	1,468	500	968	297	671	167	504	3,719	1,786
平成27年	1,252	504	748	288	460	107	353	-	-
令和2年	926	392	534	164	370	72	298		

※平成17年度の農家人口、農業就業者数については販売農家のみの集計 (資料：農林業センサス)

区分年度	総土地面積	耕地面積				牧草地 放牧地
		計	田	畑	樹園地	
昭和45年	29,858	3,921	790	2,950	181	243
昭和50年	29,858	3,622	789	2,670	163	7.1
昭和55年	29,858	3,370	771	2,463	136	3.9
昭和60年	29,858	3,392	772	2,489	131	9.0
平成2年	30,028	3,147	683	2,365	99	-
平成7年	30,026	2,959	627	2,256	76	-
平成12年	30,011	2,705	521	2,136	48	農業経営体の 耕地以外：48 経営耕地の牧 草専用地：636
平成17年	30,011	2,434	449	1,948	37	農業経営体の 耕地以外：84 経営耕地の牧 草専用地：597
平成22年	30,011	2,156	399	1,728	29	農業経営体の 耕地以外：360 経営耕地の牧 草専用地：820
平成27年	30,003	1,946	331	1,589	24	経営耕地の牧 草専用地：762
令和2年	30,003	1,835	260	1,558	17	経営耕地の牧 草専用地：567

※平成12年度以降は販売農家のみの集計

(資料：農林業センサス)

※畑に牧草を作っている場合、また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）は耕地として扱う。

(2) 林業

一戸町は、スギ、アカマツ、カラマツを主体とした針葉樹林と、しいたけのほだ木や木炭の原料として利用される広葉樹林からなる豊富な森林資源に恵まれ、これらに支えられた林業は、古くから基幹産業の一翼を担ってきた。令和4年3月現在、森林面積は21,769haで、総面積の72.6%を占めており、このうち私有林及び県・町有林で構成される私有林が19,375ha(89.0%)、国有林が2,394ha(11.0%)で、大部分が私有林となっている。私有林の人工林率は37.0%で、県平均41%を下回っており、戦後造林された人工林は本格的な利用時期を迎え主伐が増加している。

また、広葉樹からなる天然林が広く残されているため、広葉樹林の様々な機能を維持しながら利用していくことが必要である。

しかし、森林所有者の大部分は保有森林面積が小さく零細的林業経営である上に、産業構造の変化や外材の輸入、木造住宅着工戸数の減少による木材価格の低迷が続くなど林業を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中で、山林所有者の林業経営に対する意欲が減退し、主伐後の再造林が行われな

い等、健全な森林づくりへの影響が懸念されている。さらに、従事者の減少・高齢化とも相まって林業の総合的な活力の低下も懸念されている。

今後は、令和5年度に策定した一戸町森林整備計画に基づき、林道や作業道などの生産基盤の整備のもと、生産性の向上を図りながら合理的、効率的な森林施業を展開し、多様なニーズに対応した地域材の生産供給体制の構築を図るとともに、林業事業者の育成強化や従事者・技術者の育成・確保などを進め、林業経営体制の確立を図る必要がある。

また、しいたけを中心とした特用林産物の振興や、森林とのふれあいによる保健、文化、教育的利用を促進するなど、森林資源の総合的な活用を図っていく必要がある。

さらに、環境に優しく、持続的に再生可能な森林資源である木質バイオマスを化石燃料の代替エネルギーとして活用することが、地球温暖化防止に大きく貢献するのみならず、未利用であった地域材の活用や発電事業等の新たな産業・雇用の創出にも貢献しているが、今後も木質資源の需要の高まりが見込まれることから、森林の公益的機能と循環利用に配慮した安定供給体制の構築を図る必要がある。

保有形態別森林面積の状況

(単位：ha・%)

	面積等 保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
平成26年3月	総数	22,039	100.0	-	-	-	-
	国有林	2,395	10.9	-	-	-	-
	民有林	19,644	89.1	19,234	7,514	11,720	38.3
	私有林	17,162	77.9	16,812	5,581	11,231	32.5
	公有林	2,482	11.3	2,422	1,933	489	77.9
	県有林	1,687	7.7	1,637	1,512	125	89.6
	町有林	795	3.6	785	421	364	53.0
平成31年3月	総数	21,777	100.0	20,526	8,475	12,051	38.9
	国有林	2,395	11.0	2,246	1,389	857	58.0
	民有林	19,382	89.0	18,280	7,086	11,194	36.6
	私有林	16,855	77.4	15,868	5,150	10,718	30.6
	公有林	2,527	11.6	2,412	1,936	476	76.6
	県有林	1,816	8.3	1,728	1,573	155	89.6
	町有林	711	3.3	684	363	321	51.0
令和4年3月	総数	21,769	100.0	21,346	8,594	12,752	39.5
	国有林	2,394	11.0	2,286	1,432	854	59.8
	民有林	19,375	89.0	19,060	7,162	11,898	37.0
	私有林	16,788	77.1	16,544	5,208	11,336	31.0
	公有林	2,587	11.9	2,516	1,954	562	75.5
	県有林	1,736	8.0	1,674	1,555	119	89.6
	町有林	851	3.9	842	399	443	46.9

(資料：岩手県林業動向年報、森林資源構成表、一戸町森林整備計画)

(3) 地場産業の振興

一戸町の主要な産業である農林畜産業をさらに特色ある町の産業に育成するため、乳製品加工施設や産直施設の整備など、町内生産品に付加価値を付けるための取組を進めてきた。

産業の育成だけでなく、御所野遺跡の世界遺産登録に伴い増加が見込まれる観光客への対応を強化するため商品開発や販売拠点の整備は喫緊の課題となっている。

(4) 企業誘致

企業誘致は、経済面での効果はもとより、若年層の定住促進、就業機会の創出、研究・開発機能の強化、町民所得の向上など、重要な役割を担っている。

一戸町の工業は、地場資源を活用した食料品製造業及び木材・木製品製造業などを中心に発展し、また工場敷地のあつ旋や工場等設置奨励条例の制定によって、労働集約型産業である製造業の積極的誘致に努め、平成20年度の工業統計調査では、製造業の事業所数32、従業者数1,030人、製造品出荷額129億円となっており、町の重要な産業として、雇用機会の拡大と町民所得の向上に貢献してきた。しかし、バブル経済崩壊後の日本経済の長期低迷により、労働集約型産業の海外移転など、製造業の分野においても国際競争が激しく、町内の企業にもその影響が及び、令和5年度では、製造業の事業所数20、従業者数702人、製造品出荷額161億円となっており、事業所数や従業者数が減少している。

従来の市場依存型から地域に蓄積されてきた技術を生かした高度な工業の育成や、対市場活動を行うマーケティング志向によって主体的に市場を開拓し、自立的製造業として、柔軟な体質を持つ高付加価値型産業へ参入していくことが求められてきており、一戸町では、広い町土、町内で発電される再生可能エネルギーなどの恵まれた地域資源、さらに、八戸自動車道一戸インターチェンジがあることなどの優位性を生かしながら、地域特性を生かした企業の育成、地域内外の企業間交流の活発化などを促進し、創造的な経営戦略により高い技術力を有する内発型産業を創出していく必要がある。

成果として、一戸インター工業団地では、平成28年度より発電を開始した木質バイオマス発電所が建設され、発電に使用するチップの製造作業員、及び発電所での作業員と新たな雇用を生み出すことができている。

しかし、依然として就業場所は少ないことから、生産型（労働集約型）工場等や開発、販売機能を併せ持った高付加価値型産業や先端技術産業など、経済のグローバル化や環境重視の新たな時代の状況変化に対応できる魅力ある企業の立地を促進し、新規学卒者の地元への就職及びU・Iターナーの雇用受け入れ体制の整備を図る必要がある。

事業所数、従業者数、製造品出荷額

(単位：件・人・万円)

年	区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額
平成2年		42	1,262	1,039,467
平成7年		47	1,442	1,399,721
平成12年		44	1,334	1,430,212
平成17年		35	1,038	1,103,486
平成20年		32	1,030	1,290,524
平成25年		24	969	1,185,053
平成27年		23	951	1,349,332
平成30年		20	847	1,387,891
令和4年		19	632	1,526,822
令和5年		20	702	1,613,532

(資料：工業統計調査、経済構造実態調査)

(5) 起業の促進

地方産業をめぐる経営環境が依然として厳しい状況にある中で、一戸町においても農林業従事者の減少、企業休止や既存商店街の衰退傾向が続いているほか、町内での就労の場の不足などの問題を抱えている。

このような状況の中、地域に密着した産業活動として、産地直売施設が農業者自身によって運営され着実な成長を見せているほか、第3セクター結愛サービス公社による福祉産業、NPOによる文化・体育振興が活発化するなど、新たな主体による地域産業活動、雇用の場の創出が展開されている。

今後も、農産物をはじめとする多様な地域資源を活かした素材生産・加工・流通・販売を組み合わせた付加価値の高い商品の開発、農林業・商業・工業・観光など従来の枠を越えた連携と産業おこし、観光・交流人口を経済波及につながる取組が必要となっている。

(6) 商業

商業は、人々に豊かでうるおいある消費生活を提供するだけでなく、にぎわいの創出や都市的魅力の醸成など、活気に満ちたまちづくりの上でも重要な役割を担っている。

一戸町の商業活動は、IGRいわて銀河鉄道一戸駅周辺及び県道二戸一戸線沿いを中心に展開され、令和3年度の商業統計調査によると、商業の中心を担ってきた小売業の商店数は114店、従業者数473人、年間販売額72億円となっており、商店数、店舗数、販売額ともに減少傾向にある。

このような状況の中、商工会や商業団体と連携しながら、商店街への街路灯の設置や、「お休み処」の設置、「招福市」や「ちょうちんまつり」といったイベントの開催など、各種の商業活性化対策を推進してきている。また、平成17年3月にショッピングセンターがオープンしたことにより地元購買率は増加したが、町外の大型商業施設やディスカウントショップ等との競争激化、消費者行動の多様化、後継者不足などの社会環境の変化に加え、長引く景気低迷と近年の消費不況の中、中心部における定住人口の減少や空き店舗の増加など、以前に増して商業を取り巻く環境は厳しく、将来を見据えた、より一層積極的な対応が必要となっている。

このため、商業を生活や文化に関する様々な提案を行う個性的で魅力あるまちづくりの一環としてとらえ、歴史や文化、伝統を生かした住民のためのコミュニティ空間づくり、また生活や文化に関わる情報提供の場づくりといった観点から、商業者、商業関連団体、行政が一体となって「中心

市街地活性化基本計画」や、これを補完する「古い建造物の再利用実施計画」、「まちなか再生実施計画」に盛り込まれた事業を展開し、既存商店街の再生及び新たな商業ゾーンとの連携をハード・ソフトの両面から総合的に進めていく必要がある。

商店数、従業者数及び年間商品販売額

(単位：件・人・百万円)

区分 年	卸 売 業			小 売 業			合 計		
	商店数	従業者数	年 間 販売額	商店数	従業者数	年 間 販売額	商店数	従業者数	年 間 販売額
平成6年	22	124	10,697	279	948	12,945	301	1,072	23,642
平成9年	24	248	11,079	269	836	11,544	293	1,084	22,623
平成11年	24	144	10,687	253	828	11,967	277	972	22,654
平成14年	12	82	2,064	241	887	12,708	253	969	14,772
平成19年	17	94	1,856	201	777	11,780	218	871	13,637
平成24年	14	90	1,406	156	594	8,972	170	684	10,378
平成26年	18	89	1,619	151	538	7,295	169	627	8,914
令和3年	14	145	2,730	114	473	7,243	128	638	9,973

(資料：商業統計調査、経済センサス)

(7) 情報通信産業

一戸町では主産業である農林業分野や介護分野でのICT技術活用による課題解決や産業の高度化に向けた検証を実施しており、今後は教育分野や公共交通分野、行政などあらゆる分野に波及する見込みとなっているが、町内に情報通信企業は無くICT技術の利活用を推進するための人材育成や環境整備が急務となっている。一方で、冷涼な気候と再生可能エネルギー由来の電気供給量が豊富なことから、電力を大量に消費するデータセンターなどの立地に適している可能性がある。

(8) 観光・レクリエーション

価値観の多様化や自由時間の増大、広域交通網の整備などを背景に、人々の行動は広域化、拡大化の傾向を強め、観光・レクリエーションに対するニーズはますます増大する傾向にあり、交流の時代を迎えた今日、一戸町の活性化にとってその果たす役割はこれまで以上に大きくなってきている。

一戸町では、これまで奥中山高原の町有施設を中心に、独自の観光・レクリエーション開発を積極的に行ってきた。これらの施設は、低料金で家族連れなどに人気がある。県立児童館「いわて子どもの森」のオープンにより入込み数は平成14年以前に比べ大幅な増加となっているが、さらなる観光客の増加には周辺施設と連携し、既存施設を有効に活用していくことが重要となっている。近年では大志田ダムの菜魚湖で行われるワカサギ釣りへ訪れる人が増えており、ツアーなども絡めた観光客の誘致を進めているが、訪れる人がより釣りを楽しめる環境の整備も課題となっている。

また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産のひとつとして令和3年7月に世界文化遺産に登録された全国有数の規模を誇る縄文時代中期の集落遺跡・御所野遺跡や縄文博物館を備えた御所野縄文公園をはじめ、奥州街道や浪打峠の交叉層、根反の大珪化木、旧朴館家住宅など、歴史的・文化的資源が数多く点在しているほか、一戸まつりや根反の鹿踊りなどの特色ある祭りや郷土芸能にも恵まれていることから、今後は、これらの多様な観光・交流資源を最大限に活用したまちづくりが必要となっている。

このため、民間力の導入も視野に入れながら、奥中山高原を中心とした既存観光・レクリエーション

ョンゾーンの機能の拡充と一層の魅力化を推進するとともに、大規模事業との連携や多様な地域資源の活用による新たな観光・レクリエーション拠点づくり、広域観光体制の充実や各種イベント・祭りの充実、PR活動の強化、さらには農林業など他産業との連携強化など、多様な取組に努め、個性的で魅力ある体験型・滞在型の観光・レクリエーションゾーンの形成を目指す必要がある。

また現在、市街地内において、都市公園として整備された総合運動公園では、野球場や陸上競技場、テニスコートなどの施設において、町民のスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われている。

平成23年度に『いちのへ花の丘』を整備し、子どもがのびのび遊べる公園が新設された。しかし、依然として公園の数は少なく、小規模な農村公園などが数か所配置されている程度で、身近なレクリエーションやいこいの場、交流の場を求める町民ニーズに比して施設整備が十分とはいええず、特に、子どもが安心して遊べる公園や広場の整備を求める声がいまだ高いままである。

このため、町民が日常生活の中で身近に憩える公園や広場の適正配置に努めながら、今後とも自然資源や歴史資源を生かした特色ある公園・緑地の整備を進める必要がある。

観光客入込数

(単位：人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高森高原	69,148	69,302	69,650	54,653	52,350	52,347
奥中山高原スキー場	56,677	59,060	46,250	56,390	62,930	57,840
奥中山高原温泉	105,652	103,664	99,645	97,324	91,378	70,279
御所野縄文公園	27,325	30,689	23,606	22,416	25,615	22,852
いわて子どもの森	217,004	211,685	225,170	212,310	204,555	212,047
その他	64,291	66,894	67,875	63,022	70,315	64,538
計	540,097	541,294	532,196	506,115	507,143	479,903
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高森高原	55,953	18,137	29,768	38,663	41,526	43,687
奥中山高原スキー場	47,489	29,702	34,288	47,235	49,542	52,749
奥中山高原温泉	93,220	68,545	77,617	89,177	96,554	103,772
御所野縄文公園	23,072	19,589	31,954	34,345	28,365	29,674
いわて子どもの森	201,117	38,826	102,273	142,371	161,645	164,784
その他	59,709	21,234	16,157	34,067	27,819	24,895
計	480,560	196,033	292,057	385,858	405,451	419,561

(資料：商工観光課)

2 その対策

(1) 農業

- ① 土地利用の総合調整により、農地の保全、荒廃・遊休農地の有効活用を図る。
- ② 馬淵川沿岸土地改良区と連携し、県営畑地帯総合整備事業を促進する。
- ③ 農地と用排水施設の整備を一体的に進め、生産性の向上と労力の軽減を図る。
- ④ 農地の集積・集約化を図り、意欲的な農家がより積極的な営農に取組めるよう支援するとともに、農業生産基盤の環境整備を推進する。
- ⑤ 集落営農への移行を目指し、その研究及び合意形成を進め、集落営農組織を育成する。
- ⑥ 農業後継者などの確保・育成のため、研修・交流機会の拡充や相談・指導体制の強化、就農希

望者の発掘及び受け入れ体制の整備を図る。

- ⑦ 高齢者や女性農業者の労働力などに応じた適切な営農指導を進めるとともに、農村女性リーダーの積極的な育成を図る。
- ⑧ 関係機関との連携による農業技術指導や支援体制を強化し、各作目の生産の安定と生産性の向上と安全安心農畜産物の生産を推進する。
- ⑨ 地域特産物を開発・育成するため、新作目や新品種の研究を進めるとともに、その導入と産地化を推進する。
- ⑩ 農産物や加工特産品のPR活動を積極的に推進し、町外における消費の拡大を図る。
- ⑪ 町内産直施設の連携により地産地消運動を推進する。
- ⑫ 都市と農村の交流を進めるため、観光農業、体験農業などを展開する。
- ⑬ 良質堆肥の製造とそれを活用した土づくり、農業用廃プラスチック・ビニール類の適正処理の推進、農薬や化学肥料の適正使用、有機農業の推進、さらには景観保全や自然生態系に配慮した農村づくりなど、農業の持つ多面的な機能の発揮と自然と調和した環境にやさしい循環型農業を推進する。
- ⑭ 畜産経営による悪臭・粉塵を防止するモデル事業を導入し、環境汚染を防止するとともに経営の合理化、自給飼料の増産により地域畜産の持続的な発展と生活環境の改善を図る。
- ⑮ 飼料生産の基盤整備を行い、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進を図る。
- ⑯ 有害鳥獣の捕獲対策の一層の強化や、捕獲の担い手の確保・育成を図る。

(2) 林業

- ① 効率的な林道網の整備を推進する。
- ② 伐採跡地への計画的な植栽を推進するとともに、地域材の安定供給体制の確立と森林資源の循環利用を促進する。
- ③ 保育管理を計画的に行い、森林の公益的機能の持続的発揮と木材のカスケード利用を推進する。
- ④ 森林所有者の森林整備意識の啓発、各地元団体、組合、ボランティアの育成・支援、共同化や受委託の促進など森林施業の総合的調整、合理的な林業推進体制の確立を図る。
- ⑤ 地域の森林整備の中核的担い手を果たす森林組合について、民間事業者と一体となっていく木材生産事業や森林病虫害に関する情報交換など、体質の強化に向けた各種連携を推進する。
- ⑥ 森林規模に応じた林業経営の指導や、林業従事者の就労条件の改善、林業技術者の育成、林業後継者及び新規参加者の育成・確保を図り、林業経営体制の確立を図る。
- ⑦ 地元製材業者・木材業者との連携強化、公共事業や住宅建設への地元産材の利用を進め、流通体制の充実に努める。
- ⑧ 品質・性能に対する消費者ニーズの高まりに対応した、高付加価値な製材品の生産と地域材利用拡大を図るため、既存木材加工施設の連携強化を促進する。
- ⑨ しいたけや木炭の原木の安定的な供給を図り、計画的な特用林産物の供給体制を確立する。
- ⑩ 特用林産物の生産基盤の整備を促進する。
- ⑪ 森林浴、体験学習、レクリエーションの場として、森林空間を利用した、森林の総合的利用を推進する。
- ⑫ 森林の育成、保安林の配備及び治山施設の整備を推進し、林地保全を図る。
- ⑬ 緑の募金運動や自然愛護少年団の活動を通じ、森林保護意識の高揚を促す。
- ⑭ 木質バイオマスエネルギーの利活用に対しての支援を行うとともに、高まる木質資源需要への

安定供給体制整備の促進を図る。

(3) 地場産業の振興

- ① 道の駅開業を見据え、町内の特産品（果物、乳製品、野菜等）を活用し、事業者の利益のみならず地域の産業への波及効果の見込まれる取組に対して支援する。
- ② 乳製品加工工場による生産機能拡大や新商品開発を支援する。
- ③ 既存の流通ルートの充実及び新たな販路の検討・開拓により、町内外における流通・販売体制の拡充を図る。
- ④ 町内企業が優秀な人材を確保できるよう採用活動を支援する。

(4) 企業誘致

- ① RE100 参加企業など再生可能エネルギー需要のある企業を誘致するため必要な環境を整備する。
- ② 八戸自動車道一戸インターチェンジや国道4号に近い場所へ、労働集約型製造業の立地を促進する。

(5) 起業の促進

- ① 情報提供の充実、研修機会の拡充、同業種・異業種間の交流による情報交換、技術交流の場の提供など人材育成支援の機能整備を行い、地域産業をリードする人材の育成を図る。
- ② 国・県の支援制度の活用と周知を行い、新規創業を促進する。
- ③ 従来の枠を越えた連携と新たな事業展開を促進し、産業おこしとコミュニティビジネスを育成・支援する。
- ④ 地域資源を活用した付加価値の高い地域特産品の開発と育成を図る。
- ⑤ 地産地消の取組を推進する。
- ⑥ 道の駅開業を見据え、町内の特産品（果物、乳製品、野菜等）を活用し、事業者の利益のみならず地域の産業への波及効果の見込まれる取組に対して支援する。
- ⑦ 地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助事業による、地域課題の解決に向けた起業と定住促進を図る。

(6) 商業

- ① 中心市街地活性化法に基づく事業を積極的に導入し、“にぎわい”の創出と人々が集うコミュニティ空間としての商店街の構築を推進する。
- ② 既存の共同経済事業を強化し、魅力ある商業経営の確立を促進する。
- ③ 経営の近代化を促進、町融資制度の充実及び国・県の融資制度のPRに努め、その活用を促進し、経営基盤の強化を図る。
- ④ ユニバーサルデザインの導入やタウンモビリティなど、だれもが楽しめる快適なショッピング空間を提供する。
- ⑤ 中心商店街の空き店舗について、展示即売会、作品発表、チャレンジショップの会場として開放を進めるほか、商業機能の誘致を図るとともに、地域生活者のニーズに対応した情報センター的機能としての活用を図り、“にぎわい”の創出を推進する。
- ⑥ 各種指導・研修機会の充実及び参加促進、情報提供の充実、他地域の事業者との交流及び情報交換の促進などに努め、経営者個々の能力向上や意識改革、後継者の育成を図る。
- ⑦ 地元商店利用運動や地場産品普及運動の推進、消費者の意識高揚に努め、地元購買力の向上を促進する。

(7) 情報通信産業

- ① 冷涼な気候と堅牢な地盤や豊富な再生可能エネルギー供給量を活用した、脱炭素化とレジリエ

ンスを強化したサーバーセンター等の設置について検討する。

② 次世代の情報通信業界を担う人材育成に向け研修や各種イベントを開催する。

(8) 観光・レクリエーション

- ① 奥中山高原スキー場、温泉を中心として各種施設・設備の計画的な改修、夏場の遊休施設の有効活用、アクセス道路の整備促進、民間資本の導入も検討しながら、年間を通じた観光・レクリエーション機能の拡充と一層の魅力化を図る。
- ② いわて子どもの森と既存町営施設との連携を図り、一体的な観光・レクリエーション機能の強化を図る。
- ③ 高森高原一帯について、観光・レクリエーションの場としての有効活用を検討する。
- ④ 世界遺産である御所野遺跡への観光客の増加に対応する体制強化を図る。
- ⑤ 御所野縄文公園の活用をはじめ、文化財や景勝地を生かした観光・レクリエーションの場の整備や、祭りやイベントの充実、郷土芸能の活用など、歴史的・文化的資源の活用を図る。
- ⑥ 国営大志田ダム及び馬淵川河川敷を活用した、親水性豊かな観光・レクリエーション拠点の形成を図る。
- ⑦ 特産品づくり体験工房や郷土料理レストランなど、特色ある観光関連施設の整備を促進する。
- ⑧ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」との交流・ネットワークづくり、観光・レクリエーション施設や資源のネットワーク強化、ジャンル別の町内観光ルートの開発、観光客の受け入れ体制の強化を図る。
- ⑨ 東北新幹線を活用した広域観光振興施策を展開する。
- ⑩ 多様な観光案内パンフレット、映像の作成、観光情報誌やマスコミ、インターネットなどの積極的活用を通じて、情報提供やPR活動を強化する。
- ⑪ 美しく機能的な観光案内板の整備を進める。
- ⑫ 観光資源や観光ルートの町民への一層の周知、観光客への接し方や対応方法についての啓発などを行い、町民のホスピタリティの醸成及び観光ボランティアの養成を図る。
- ⑬ グリーン・ツーリズム事業の一層の推進をはじめ、体験型の観光・農林業の展開や、多様な産物を生かした魅力ある特産品、土産品、郷土料理などの開発・販売に努める。
- ⑭ 町民の身近ないこの場、子どもが安心して遊べる場を確保するため、既存の公園の適正な維持管理に努めるとともに、身近な公園や広場などの適正配置に努める。また、新市街地への緑地公園の整備を促進する。
- ⑮ 総合運動公園の計画的な整備充実に努めるとともに、スポーツやレクリエーション、ふれあいと交流の拠点として活用する。
- ⑯ ふれあいの森林の保全と活用、森林公園の整備など、一戸町ならではの自然とふれあえる公園・緑地の整備を進める。
- ⑰ 道の駅に隣接する商業施設について、町の観光ルートの拠点となる様整備を進める。

3 計画

事業計画表のとおり

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
2 産業の 振興	(1) 基盤整備				
	農業	鳥海地区ほ場整備事業	県、町		
		姉帯地区ほ場整備事業	県、町		
		駒木地区ほ場整備事業	県、町		
		中山間地域等直接支払交付金事業	集落		
		多面的機能支払交付金事業	集落		
		基幹水利施設管理事業	町		
		小規模農地改良事業	町		
		有害鳥獣対策事業	町		
	林業				
		森林経営管理事業	町		
		森林整備事業	所有者、事業者		
	(2) 地場産業の振興				
	技能取得施設	鳥越もみじ交遊舎改修事業	町		
	加工施設				
		乳製品加工施設改修・設備更新事業	町		
		漬物製造作業場改修事業	町		
	流通販売施設				
		町物産品販売促進物流拠点整備事業	町		
		農林水産物直売施設改修事業	町		
	畜産施設				
		牧野施設改修事業	町		
	(3) 企業誘致	RE100 企業団地整備事業	町		
	(4) 起業の促進				
		企業支援伴走事業	町		
	(5) 商業				
		一戸町商工会補助事業	町		
(6) 情報通信産業					
	データセンター脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	事業者			
(7) 観光又はレクリエーション					
	道の駅整備事業	町			
	奥中山高原観光施設改修事業	町			
	奥中山高原施設リニューアル事業	町			
	奥中山高原駅前公衆トイレ新設事業	町			

		御所野縄文博物館改修事業	町	
(8)	過疎地域持続的発展特別事業			
	第一次産業			
		新規就農者支援事業	町	
		一戸夢ファーム農業担い手育成事業	(株)いちのへ夢ファーム	
		農業用生分解マルチ導入推進事業	農業経営体	
		園芸生産振興対策事業	生産者組織	
		葉たばこ生産振興対策事業	生産者組織	
		農業チャレンジ事業	農業経営体	
		収入保険加入促進事業	農業経営体	
		乳用牛ゲノム育種価改良事業	生産者組織	
		優良基礎牛保留対策事業	生産者組織	
	商工業・6次産業化			
		新商品開発支援事業	町	
	企業誘致			
		RE100 企業誘致事業	町	
	その他			
		一戸町地域産品協議会補助事業	協議会	
		一戸町企業支援事業	町	
		一戸まつり実行委員会補助事業	実行委員会	
		一戸町観光協会等補助事業	協会	
	基金積立			
		過疎地域持続的発展特別事業（新商品開発等事業財源分）	町	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
一戸町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

(2) 振興を促すために行う事業の内容

上記「2 その対策」及び「3 計画」のとおり。また、これらについては周辺市町村との連携に努める。

第4 地域における情報化

1 現況と問題点

デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展により、Society 5.0（超スマート社会）の実現に向けた動きが加速している今日、人口減少や少子高齢化が進む本町において、デジタル技術は地域課題解決の鍵となる重要なインフラである。

一戸町では、これまで情報通信基盤の整備を重点的に進めてきた。平成22年度に町内の各拠点を光回線で結び、教育現場におけるICT環境の均質化、同報系音声告知スピーカーの設置、テレビ難視聴地域への対応等を実施してきた。（同報系音声告知スピーカーについては設置箇所の改善等のため令和5年度に無線系に移行）さらに、平成26・27年度の光回線強じん化や観光・防災Wi-Fiの設置を経て、令和2年度にはGIGAスクール構想に基づく児童生徒一人一台端末及び全教室Wi-Fi整備、民間事業者への補助による町内全世帯で高速ブロードバンドが利用できる環境の整備を完了させた。

これにより、ハード面における情報通信基盤は概ね整ったと言えるが、今後はこれらの基盤を維持管理しつつ、技術革新に合わせた高度化を図る必要がある。

上記のようにハード整備が進んだ一方で、その「利活用」と「持続可能性」に関する課題が顕在化している。

第一に、通信技術の進化への対応である。第5世代移動通信システム（5G）のエリアは徐々に拡大しつつあるものの、ほとんどの地域では利用できない状況となっており、都心部との格差がある。また、整備済みの情報機器やWi-Fi設備が更新時期を迎えるため、計画的な更新と次世代規格への対応が求められる。

第二に、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進である。行政分野においては、自治体情報システムの標準化・共通化への対応や、行政手続のオンライン化など、住民の利便性向上と業務効率化に向けた取組をより一層加速させる必要がある。

第三に、デジタルデバイド（情報格差）の解消と人材育成である。高齢者をはじめ、デジタル機器の操作に不慣れな住民が取り残されないための支援体制の構築が急務である。また、産業、教育、防災等のあらゆる分野でICTを使いこなせる人材の育成や確保も継続的な課題となっている。

加えて、物流の2024年問題や地域公共交通の維持確保、医師不足といった地域課題に対し、AIやIoT、ドローン等の先端技術を活用した新たなサービスモデルの実装が求められている。

2 その対策

- ① 5G（第5世代移動通信システム）や光ファイバ網等の高度情報通信基盤について、国や通信事業者と連携し、町内全域におけるサービスエリアの拡大と通信品質の向上を図る。また、公共施設等のWi-Fi環境については、通信技術の進歩に合わせ、セキュリティを確保した上で最新規格への更新を進める。
- ② 老朽化が進むテレビ共同受信施設等については、組合等の意向を踏まえつつ、光回線を利用した受信方式への移行など、持続可能な視聴環境の確保に向けた関係機関との協議や支援を講じる。
- ③ 「書かない・行かない」窓口の実現や行政手続のオンライン化を拡充し、住民サービスの利便性を向上させる。また、庁内業務におけるAI等の情報通信技術の活用を進め、事務の効率化と人的資源の重点化を図る。
- ④ 町の情報発信ツールを強化し、住民が入手及び利用しやすい環境を整える。
- ⑤ 農業・林業分野におけるスマート農機やリモートセンシング技術の導入支援、鳥獣被害対策へのIoT活用など、ICTを活用した省力化・高付加価値化を推進する。また、観光分野におけるデ

デジタルマーケティングの活用など、地域産業の振興を図る。

- ⑥ 持続可能な地域公共交通網や物流を維持するため、情報通信技術を最大限に活用して Society 5.0 の実現に向けた研究を行う。
- ⑦ オンライン診療や遠隔健康相談の活用の検討を進め、地域医療体制の補完を目指す。また、高齢者の見守りシステムや健康管理アプリの普及を通じ、健康寿命の延伸と福祉サービスの充実を図る。
- ⑧ GIGA スクール構想の第2フェーズ (NEXT GIGA) を迎え、教育 ICT 環境の活用能力の向上を図る。また、高齢者等を対象としたスマートフォン教室の開催や相談体制を充実させ、「誰一人取り残さない」デジタル社会の形成を目指すとともに、地域 DX を担う人材の育成・確保に努める。

3 計画

事業計画表のとおり

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
3 地域に おける情報 化	(1)電気通信施設等情報化のための施設				
	防災行政無線施設				
		統制台及び運用管理装置等サーバ更新事業	町		
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設				
		テレビ難視聴対策共同受信施設改修補助事業	共同受信組合・町内会		
		テレビ難視聴対策無線共聴施設改修事業	町		
	ブロードバンド施設				
		小中学校 Wi-Fi 設備更新事業	町		
		観光・防災 Wi-Fi 設備更新事業	町		
		地域 ICT5G 事業	町		
		地域 ICT光ファイバー更新事業	町		
		地域 ICTネットワーク更新事業	町		
	その他の情報化のための施設				
		地域公共交通 DX 事業	事業者		
		産業 DX 事業	事業者		
		医療福祉 DX 事業	事業者		
		デジタル技術活用人材育成事業	町		
	(2)過疎地域持続的発展特別事業				
	情報化				
		情報配信ツール更新事業	町		
デジタル技術活用					
	産業 DX 事業	町			
	医療福祉 DX 事業	町			

		デジタル技術活用人材育成事業	町	
	(3)その他			
		I C T活用学習支援事業	町	

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 道路・交通網

道路・交通網は、便利で安全な日常生活や経済活動を支えるとともに、町内外の連携を強化し、新たな定住と交流を生み出す重要な基盤である。

一戸町の道路網は、高速道1路線、一般国道1路線、主要地方道4路線、一般県道5路線、町道322路線及び農道、林道などで構成されており、東北自動車道八戸線が町の北部を横断し、一戸インターチェンジが設置されているほか、古くからの交通の動脈である国道4号が町の中央部を縦貫し、その枝線として県道や町道が放射状に伸びる構造となっている。町道の道路整備率は改良率69.4%、舗装率66.2%となっている。

これまで総合的な道路環境の整備を計画的に進めてきたが、国道4号をはじめ県道、町道いずれについても、自動車交通はもとより、人の通行も必ずしも安全で快適であるとはいえず、幹線道路と生活道路との連結もよい状態にあるとはいえない状況であり、新市街地や交流施設へのアクセスの向上、日常生活における一層の安全性、利便性の向上やうるおいのある道路環境づくりなどをにらんだ将来の一戸町にふさわしい道路体系の確立と計画的な維持修繕が必要となっている。

また、農道や林道、橋梁などについても、産業振興や安全性・利便性の向上を目指した計画的な整備と維持修繕が必要である。

バス交通については、民間事業者2社により、運行経路11路線の定期路線バスが運行されているほか、平成20年12月に導入したデマンド型交通によって町内全域をカバーしているが、定期路線バスについては人口の減少や自家用車の増加などを背景に、年々利用者の減少が続き、バス事業者の経営も厳しくなり、路線の維持が非常に困難な状況になってきている。

しかし、定期路線バスは地域住民の重要な足として欠かせないものとなっており、さらに高齢化が進むことにより、交通弱者の移動手段として一層大きな役割を果たすことが予想されることから、各地域の実情に応じ、利用促進を図りながら、バス会社等との連携はもとより、効率的な運行や路線の再編などを含め、総合的観点から見直しする必要がある。

鉄道については、東北本線の開通以来、交通の動脈として大きな役割を果たしてきたが、現在、盛岡・八戸間はJR東日本から経営分離され、第三セクターにより、「IGRいわて銀河鉄道」、「青い森鉄道」として、平成14年12月から営業している。東北新幹線の延伸により首都圏等への利便性は向上しているが、新幹線と在来線の接続ダイヤなどが課題となっている。

このため、並行在来線を地域の足として、守り続けるため、町民に対するマイレール意識の高揚に努めるとともに、高齢者への運賃助成や通学定期運賃助成など利用促進を図っていく必要がある。

道路整備状況（町道、令和7年4月1日現在）

（単位：m・%）

区分		総本数	総延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
町道	1級	12	62,147	57,410	92.4	57,659	92.8
	2級	21	79,927	66,473	83.1	63,884	79.9
	その他	289	271,279	163,077	60.1	152,171	56.1
	計	322	413,353	286,960	69.4	273,714	66.2

（資料：地域整備課）

2 その対策

(1) 道路・交通網

- ① 総合的、計画的な道路網の整備を推進する。
- ② 国道4号における交通安全施設の整備を要望する。
- ③ 県道における未改良区間の早期整備を促進する。
- ④ 国道4号一戸バイパスから役場へ通ずる都市計画道路の整備を促進する。
- ⑤ 国道・県道との連携や機能分担、各種拠点施設へのアクセスの向上、集落間の連携強化などに配慮しながら、幹線町道を中心に、改良・舗装、新設を図る。
- ⑥ 安全な道路を維持していくため、維持補修の充実に努める。
- ⑦ 国道・県道における橋梁の整備充実の促進を要望するとともに、町道における橋梁の計画的な整備、点検、維持計画を立て長寿命化を図る。
- ⑧ 高齢者や障がい者への配慮はもとより、沿道の環境や景観の保全、花と緑あふれる快適な歩行空間の確保などに留意した、うるおいのある道路空間づくりに努める。
- ⑨ 冬期間の交通及び安全確保のため、円滑な除雪体制の整備や町民の除雪協力体制の充実に努める。
- ⑩ 町内バス交通のあり方、効率的な運行や路線の再編について検討し、その充実と利用促進を図る。
- ⑪ 首都圏などへの交通アクセスとして、東北新幹線の利用を促進する。
- ⑫ 地域住民の足として欠かせない在来線を守り続けるため、関係機関、県や沿線市町村と一体となった利用促進を図る。
- ⑬ デマンド型交通「いちのへいくべ号」の利用促進による利便性の向上を図る。

3 計画

事業計画表のとおり

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	町道道路改良事業	町	
		県営街路整備事業	県、町	
		町道維持補修事業	町	
		町道舗装補修事業	町	
		橋りょう		
	橋りょう	橋梁補修工事	町	
		橋梁及び道路トンネル長寿命化事業	町	
		(2) 農道		
	農道	農道橋改修事業	町	
		(3) 林道		
	林道	林道維持補修事業	町	
		林道橋長寿命化事業	町	
		幹線林道開設事業	県	
	(4) 鉄道施設等			
	鉄道車両	I G R 経営安定化事業（車両更新）	県、町	
		(5) 自動車等		
	自動車	デマンド交通車両電気自動車化更新事業	町	
(6) 過疎地域持続的発展特別事業				
公共交通	並行在来線利用促進事業	協議会		

第6 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 環境

価値観の高度化、多様化や文化的・生活志向の強まりなどを背景に、生活のゆとりやうるおい、美しさや快適さを重視する傾向が強まり、自然とのふれあいや環境・景観の快適性を求めるニーズが増大している。また、地球規模での環境問題への関心が高まっており、自然と人間との共生はもとより、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムへの転換、そしてそれらを実現するために人々が自主的かつ積極的に行動に参画する社会の実現など、環境を総合的にとらえた施策の展開が行政の重要な課題として認識されるようになってきている。

このような状況の中、一戸町では、国有ブナ林を買い取って保全するなどの取組を行ってきたほか、美しい景観や快適な環境に配慮したダム水没地区の新集落整備に取り組むなど、あらゆる分野で環境重視の取組を進めてきた。

また、これらの取組などに呼応して、町民の間でも環境に対する関心が高まってきており、馬淵川クリーン運動など、環境保全に関する各種の実践活動が活発に展開されてきている。

自然環境が整備されていること、また、上記のような活動を通して自分の手で整備していくことは、子どもの豊かな感性や情緒を育み、自らのまちに愛着を持って成長することに繋がっていく。

今後とも、これら環境重視のまちづくりを継承し、すばらしい自然環境の保全、環境問題への適切な対応、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入、さらには町民一人ひとりが自主的な環境保全活動に一層積極的に取り組む循環型の社会づくりに努め、町民総参加による地球にやさしく住みやすい環境のまちづくりを進めていくことが必要である。

さらに、歴史や文化など地域の特性を活かしつつ、自然との共存を図った公共空間やコミュニティゾーンの確保に努める。

(2) 上水道

水の供給は、町民の日常生活に直結し、その健康を守るために一日も欠くことのできないものである。

一戸町の水道事業は、馬淵川の表流水を水源とする一戸上水道と、西岳山麓の湧水を水源とする奥中山上水道で構成されている。これまで、増大する水需要に対応するとともに、給水区域の拡大を計画的に進め、令和6年度末現在では給水人口は8,739人、水道普及率は83.3%となっている。

しかし、近年の節水意識の高まりや少子高齢化等による人口減少の影響もあり、水需要の拡大は難しい状況となっている。その一方で、頻繁に発生する地震に対する基幹施設・管路の耐震化、経年施設の計画的な更新が必要となっており、適切な対応が求められている。また、これらの対策に要する財源確保と合わせて、経営基盤の確立が大きな課題となっている。

このような状況下においても、安全で安心できる水道水の安定給水を維持し、より健全な事業経営を実現するため、中長期的な視点に立った事業計画の推進により、町全体の給水体制の充実が必要となっている。

水道普及率

(単位：人・%)

	行政区域内人口	計画給水人口	現在給水人口	普及率
平成27年度	13,030	15,380	10,735	81.0
平成28年度	12,587	15,380	10,692	83.6
平成29年度	12,488	15,380	10,397	81.9
平成30年度	12,177	15,380	10,179	82.2
令和元年度	11,869	15,380	9,966	82.7
令和2年度	11,614	15,380	9,711	82.4
令和3年度	11,263	15,380	9,525	83.4
令和4年度	10,981	15,380	9,303	83.6
令和5年度	10,649	15,380	8,934	82.8
令和6年度	10,362	15,380	8,739	83.3

(資料：一戸町水道事業決算書)

(3) 下水道

美しい自然環境の保全と快適で衛生的な住環境を確保するため、下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備が町の重要課題の一つとなっている

一戸町では一戸町下水道基本構想に基づき、集合処理と、その他の区域における個別処理によって整備を進めており、平成8年度には奥中山地区において農業集落排水事業が供用開始となっているほか、平成7年度から着手した公共下水道事業についても、平成14年度末に第1期分として町の中心市街地49haを皮切りに、平成26年度末までに231.7ha、令和2年度末までに233.9ha、令和6年度末までに234.9haを供用開始している。

これら下水道関連事業は、長い期間と多くの経費を必要とするが、今後のまちづくりにおいて欠くことのできない事業であり、引き続き地区条件に適合した計画的な施設整備を進めるとともに、供用施設の適正管理と健全な会計運営を行いながら、全町水洗化の早期実現を目指していく必要がある。

(4) ごみ・し尿処理

一戸町のごみ処理は、可燃物、不燃物を資源ごみとそれ以外のごみに分別し、可燃物については週2回、不燃物についてはびん、金物、空き缶を週1回、小型粗大ごみを月1回、委託業者によって収集し、二戸地区広域行政事務組合の二戸地区クリーンセンター等で処理している。

また、広報紙などを通じてごみの分別や減量化に対する啓発を進めているほか、生ごみ処理機の購入、資源ごみ回収事業への補助など、ごみ減量化などに積極的に取り組んでいるが、ごみの質はますます多様化してきており、より一層の減量化とリサイクルの促進が課題となっている。

また、不法投棄やごみに関するコストを含めた理解を深めるための出前講座等での指導を推進する必要がある。

さらに、し尿処理についても、委託業者によって収集し、二戸地区広域行政事務組合で広域処理を行っている。

将来的には、下水道関連事業の進展に伴って、し尿処理の取り扱い量も減少していくものと考えられるが、下水道の整備には長期間を要することから、広域的な連携のもと、し尿処理の充実を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理指導に努め、清潔で衛生的な生活環境を確保する必要がある。

区分 年度	ごみ処理			し尿処理		
	家庭ごみ	事業ごみ	計	し尿	浄化汚泥	計
平成27年度	2,389	759	3,148	5,605	1,440	7,045
平成28年度	2,302	689	2,991	5,463	1,292	6,755
平成29年度	2,318	652	2,970	5,549	1,507	7,056
平成30年度	2,378	711	3,089	5,530	1,527	7,057
令和元年度	2,252	703	2,955	5,381	1,576	6,957
令和2年度	2,196	642	2,838	5,391	1,473	6,864
令和3年度	2,186	565	2,750	5,264	1,484	6,748
令和4年度	2,228	597	2,825	5,303	1,269	6,572
令和5年度	2,213	548	2,760	5,125	1,615	6,740
令和6年度	2,188	531	2,719	5,084	1,281	6,365

※単位未満で四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。(資料：町民課)

(5) 消防・防災

安全で快適な暮らしを確保するためには、あらゆる災害に強いまちづくりが不可欠の条件である。

令和7年4月現在、一戸町の消防体制は、常備消防として二戸地区広域行政事務組合による二戸地区広域消防署一戸分署が設置されているほか、非常備消防として5分団24部(団員数316人、機能別団員数51人)で構成される一戸町消防団が組織されている。また、既存の婦人消防協力隊に加え、町内会を単位とした自主防災組織などの地域組織が結成され、互いに連携を図りながら、火災や災害時は各組織の役割分担に基づき活動するほか、予防啓蒙思想の普及指導、及び災害救助活動などに力を注いでいる。

しかし、生活様式の多様化や建築構造の変化、高齢者世帯の増加などを背景に、火災発生要因は今後ますます多様化していくことが予想されるとともに、高齢化の急速な進行の中で救急ニーズについても増大・多様化が見込まれる。また、消防施設については、毎年計画的に整備充実を努めてきたが、消防自動車の4輪駆動化及び消防水利の適正配置など、まだ充足していない状況にある。

このため、広域的な連携強化を図って常備消防力の一層の充実を促進しながら、消防団員の確保と資質向上を進めて消防団の活性化を図るとともに、消防施設などの計画的整備に努め、地域消防力を一層高めていく必要がある。

防災面については、台風や局地的豪雨による大雨災害や、阪神大震災・東日本大震災などの地震による教訓を踏まえ一戸町地域防災計画の見直し、町民が安心して暮らせるよう防災体制の充実を努めてきた。

今後は、地域防災計画に基づき、町及び防災関連機関、町民が一体となった総合的な防災体制を確立していくとともに、災害発生危険箇所などにおける治山・治水対策を促進していく必要がある。

区分	消 防 団								消 防 施 設			救急自動車	
	消防団	分団数	常備消防分署	団員数			消防ポンプ自動車数	小型動力ポンプ数	小型動力ポンプ積載車	防火水槽			
				計	通常	機能別				消火栓（公設）	40m ³ 以上		20～40m ³
	1	5	1	367	316	51	8	24	24	395	141	21	1

(資料：総務課)

(6) 公営住宅等

良好な住宅、住環境の確保は、町民が快適でうるおいのある暮らしを営む基本的な条件であり、若者の定住を促進する重要な要素でもある。また、生活水準の向上や生活意識の変化などを背景に、住宅の量的な充足はもとより、質的な向上や身近な生活空間を含めた居住環境の総合的な快適さへの関心が急速に高まっており、公営住宅等の整備についてもこれらへの適切な対応が重要な課題となってきた。

一戸町の公営住宅等については、令和7年4月現在、町営住宅が10団地96戸、子育て支援住宅が5団地56戸となっているが、老朽化が進んでいる住宅もあり、高齢化への対応や若年層の定住促進をはじめ、質的向上を重視する住宅ニーズへの対応を加味しながら、計画的に建て替えを進めていく必要がある。

人口の減少に伴って、これから増え続けるであろう空き家については、空き家バンク等を活用しながら有効的な利活用を推進していく。また、倒壊等の危険性のある空き家については、解体等の除却について所有者と検討を進めていく。

(7) 交通安全・防犯

一戸町では、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催をはじめ、定期的な広報活動や交通安全週間の集中的啓発活動などを実施し、官民一体となって交通安全意識の高揚に努めるとともに、道路の改良・舗装や交通安全施設の整備を計画的に進め、道路環境の向上に努めてきた。

しかし、長年にわたる交通安全対策の推進にもかかわらず、交通量の多い国道4号をはじめ、運転者の安全確認の怠りやスピードの出し過ぎなど様々な要因により、令和6年度における交通事故の発生件数は187件、傷者数6人となっている。このため、より多くの機会をとらえて町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、道路網整備とあわせた安全な道路環境の確保に努めるなど、交通安全対策の総合的推進を図る必要がある。

また、社会構造がますます複雑化する中で、地域住民が一体となった犯罪のない明るく住みよいまちづくりが強く求められている。

このため、犯罪を未然に防止し、安心して生活できる地域づくりを推進するためには、町民一人ひとりが防犯意識を持ち、自主的な活動を展開する必要がある。

(8) 火葬場

令和4年度から新火葬場での供用を開始しており、今後は旧火葬場の施設活用について検討を進める必要がある。

(9) 公共施設

老朽化が進む公共施設について公共施設等総合管理計画に基づいた適切な維持管理を行い、利用者及び職員の安全性を確保する必要がある。

また、小中学校の統廃合により使用されなくなった学校施設及びその用地等の多くが、適切な管理を受けず劣化が進行した状態で残存している。それら施設及び用地の除却や整備を行い、用地の健全化や施設等の有効活用を図る必要がある。

2 その対策

(1) 環境

- ① 庁内体制の確立を図り、全町的な環境保全の推進体制を強化する。
- ② 幼児期からの環境教育推進、自然愛護少年団の活動促進、環境保全に関する広報啓発活動の強化を行う。
- ③ 馬淵川クリーン運動などの清掃活動、水質浄化運動、リサイクル運動、省エネルギー運動、再生可能エネルギー利用などの活動を一層支援、促進する。
- ④ 実践的な環境保全活動を展開する団体・グループへの支援を行う。
- ⑤ 動植物や昆虫、魚類などの調査・研究を推進し、自然生態系の保全に努める。
- ⑥ 自然環境・景観の保全を基本に、森林や水辺、歴史資源などを活用した公園や広場、いこいの場の創出を図る。
- ⑦ 一戸町景観形成基本方針及び景観形成マニュアルに基づき、新市街地などの重点地区を中心に先導的景観形成を進め、周辺景観への波及に努める。
- ⑧ 家並みや商店街、広告看板などの民間空間についても、PR活動の強化や必要な支援、規制の検討を行い、景観形成の促進に努める。
- ⑨ 町民の主体的な景観づくりや緑化運動を積極的に支援、育成する。
- ⑩ 環境負荷の少ない自然エネルギーやバイオマスエネルギーの導入について調査研究を進め、実現化を目指す。
- ⑪ 公害などの監視・指導體制の充実を図り未然防止に努めるとともに、環境汚染に関する適切な情報提供を行う。
- ⑫ 農業分野における環境問題への適切な対応を図る。
- ⑬ 家庭雑排水の浄化対策として、啓発活動の充実と下水道関連事業を推進する。
- ⑭ 子どもが豊かな自然環境の中で、のびやかに、自らのまちに愛着をもって成長することができるよう、動植物や水辺などの保全を進め、地域、企業との連携を取りながら、子どもを取り巻く環境が豊かな自然に包まれるよう緑化に努める。
- ⑮ 都市計画にあたり、生活の質を高め、精神的な豊かさを提供する公共空間やコミュニティゾーンの確保を図る。
- ⑯ 歴史、文化など地域の特性に配慮しながら、子どもが自らのまちに誇りと愛着をもてる居住環境の創出、維持に努める。
- ⑰ 環境問題が子どもの成長に大きな影響を与えるという認識を一人ひとりが持ち、子ども自身が環境の大切さを理解するための学習機会の充実に努める。
- ⑱ 空家等対策計画に基づき特定空家に対する適切な処置を講じる。

(2) 上水道

- ① 安定的な水源の確保のため、現有水源の保全を進める。
- ② 老朽配水管の布設替えを計画的に進め、各種施設・設備についても計画的な拡充や改良・整備

を図る。

- ③ 計画的に未普及地域の解消に努める。
- ④ 河川水質汚濁防止の啓発活動を積極的に推進し、水源周辺の環境保全に努める。
- ⑤ 水質検査体制の強化及び浄水処理方法の充実を図る。
- ⑥ 水道水使用による安全意識の高揚及び水道未利用者の加入を促し、水資源の有効利用を図る。
- ⑦ 事務事業の効率化や経費の節減を行いながら、水道料金の適正化を図り、健全運営に努める。

(3) 下水道

- ① 市街地を中心とする住宅密集地区など集合処理が適している地区では、公共下水道事業により整備を推進する。
- ② 集合処理に適さない地区においては、浄化槽市町村整備促進設置整備事業を導入して整備を促進する。
- ③ 広報活動などを通じて、水環境の保全や污水处理施設整備の必要性等に関する啓蒙を積極的に行い、町民の加入拡大を図る。

(4) ごみ・し尿処理

- ① 町ぐるみのごみの減量化・リサイクル体制の確立を図る。
- ② 生ごみ処理機の設置に関する補助制度の周知と利用促進を図る。
- ③ ごみの分別排出を指導し、廃棄物抑制と資源循環推進を図る。
- ④ ごみ収集の効率化について調査・研究する。
- ⑤ 容器包装プラスチック分別収集に向けた調査検討を行う。
- ⑥ 旧焼却場及び旧最終処分場の適正な閉鎖を行う。
- ⑦ 事業所などにおけるごみの処理について、適正処理の指導強化とリサイクルを促す。
- ⑧ 監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に努める。
- ⑨ 合併処理浄化槽の普及を図る。
- ⑩ 浄化槽設置者への指導強化を図り、適正な維持管理を促す。
- ⑪ 塵芥収集車の更新を実施する。
- ⑫ 焼却灰運搬車の更新を実施する。

(5) 消防・防災

- ① 常備消防・救急体制の充実を図り、常備消防と消防団の協力体制の強化に努める。
- ② 消防団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上、組織の再編成を促進する。
- ③ 各種消防施設や消防資機材、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽・消火栓など消防水利の適正配置及び計画的な更新、整備を図る。
- ④ 一戸町地域防災計画に基づいた総合的な防災体制の確立を図りながら、適宜見直し、特に、情報連絡体制の充実、防災施設の整備及び各種資機材の整備や備蓄に努める。
- ⑤ 防災無線の整備検討を行う。
- ⑥ 自主防災組織の結成を促進する。

(6) 公営住宅等

- ① 住宅マスタープランをもとにし、総合的かつ計画的な施策を展開する。
- ② 需要動向を見極めた良好な宅地供給のための調査・検討を行う。
- ③ 高齢者や障がい者に配慮した住宅や耐震性の高い住宅、街並み景観に配慮した住宅、地元産材を利用した住宅など、魅力ある施策を促進する。
- ④ 子育て支援住宅、若者やU・I・J ターン者の定住促進のための若者単身者向け住宅の整備のほか、

既存住宅の機能充実や適切な維持保全により、住宅ストックの長寿命化を推進する。

- ⑤ 新婚世帯向けの住宅確保や、企業誘致を含む魅力ある雇用の創出などに取り組むことで、若い世代の定住を促進し、結婚しやすい環境の整備に努める。

(7) 交通安全・防犯

- ① 交通安全意識の高揚のため、保育所及び児童館、幼稚園、学校、地域社会などあらゆる機会をとらえた交通安全教育の徹底を図る。
- ② 国・県道について、歩道の整備をはじめとする安全な道路環境の整備を促す。
- ③ 町道などについて、交通量の多い路線や児童・生徒の通学路を中心に、歩道やガードレール・カーブミラーの設置など、各種交通安全施設の整備を図る。
- ④ 各交通安全関係団体の育成・支援、こども園、学校、地域、関係機関・団体との一層の連携強化や交通指導員の育成・確保を図り、推進体制の充実を図る。
- ⑤ 町民の防犯意識の高揚を図り、各種防犯活動を促進する。
- ⑥ 防犯灯や街路灯の整備を進め、明るいまちづくりの推進に努める。
- ⑦ 非行などの子どもの問題行動を未然に防ぎ、健全な成長を育む生活環境を確保するため、警察など関係団体と連携を取りながら、子どもを取り巻く有害な環境の浄化に努める。

(8) 火葬場

環境衛生の向上と町民の利便確保のため、適正な保守管理に努める。

(9) 公共施設

使用されなくなった公共施設及び用地等の適正な除却・整備を行う。

3 計画

事業計画表のとおり

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
5 生活環 境の整備	(1) 下水処理施設	公共下水道			
		公共下水道終末処理場改築更新事業	町		
	(2) 火葬場				
		一戸斎場せせらぎの丘改修・設備更新事業	町		
	(3) 消防施設				
		消火栓更新事業	町		
		小型動力ポンプ更新事業	町		
		小型動力ポンプ積載車更新事業	町		
		消防ポンプ自動車更新事業	町		
		広域消防車両更新事業	二戸広域		
		消防団屯所新設・改修事業	町		
		衛生電話設置事業	町		
	(4) 公営住宅				
		町営住宅長寿命化事業	町		
	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	危険施設撤去			
			特定空家対策事業	町	
			公共施設等解体撤去事業	町	
基金積立					
		過疎地域持続的発展特別事業(公共施設解体撤去事業財源分)	町		

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 地域福祉

少子・高齢化や核家族化の進行などに伴い、要援護老人や障がい者など、様々な福祉サービスが必要とする人々が増加してきている。これらの人々は、住み慣れた地域の中で、家族や知人など身近な人々とふれあいながら、お互いに助け合い、共に生活することを望む傾向が強い。こうした地域のニーズに効果的かつきめ細かく対応していくためには、行政が主体の取組だけではなく、地域に住むすべての人々が福祉を身近な問題として受け止め、各種の福祉活動に自主的に参加・協力していく地域福祉の推進が不可欠である。

このため、人情味と郷土愛あふれる風土を生かし、すべての町民が住み慣れた地域の中で、互いに支え合いながら共に生きるような“福祉社会づくり”を目指し、個人・家庭・地域・公的部門などの有機的連携のもと、町民総参加の地域福祉体制をつくりあげていく必要がある。

また、子育てに関する情報は、医療、保健、福祉や教育に関する事など、その情報の発信元は分散している。子育て中の世帯が情報を収集しやすいように一元化を図り、ガイドブックやホームページなどで保護者などに提供、周知することによって支援を推進する。

さらに、子育てを行っている親に限らず、町民全体が子育てに関心を持って支援していけるよう、施策等の情報の周知を図り、啓発を推進する。

(2) 児童・ひとり親家庭

一戸町には認定こども園が3カ所、私立保育所が1カ所ある。全国的な人口減少傾向の中で、児童数の減少も続いているが、核家族化の進行、女性の社会進出の増大、子育てに関する意識の変化などに伴い、各保育施設においては、延長保育、乳児保育、障がい児保育、一時保育、世代間交流事業など、保育ニーズや地域課題にあわせた事業を実施しており、また、小学校児童の放課後児童保育についても地域の要望に応え放課後児童クラブとして実施している。

さらには、老朽化する園舎の整備などにより児童数の動向や多様化する保育ニーズに対応した保育体制の充実を図るとともに、子どもたちの遊び場や子育て世代同士の交流の場の確保を促進する。また、子育て相談・支援機能の充実を図り、子育てを行う親に対するケアにも努め、子どもを産みやすく、育てやすい環境づくりに地域一体となって総合的に取り組む必要がある。

そして、一戸町の子育て支援をさらに深化させるものとして、次の取組は教育の充実である。学力向上だけでなく、現代の難しい社会に適応し生き抜く強い心を持てるような教育を導入しなければならず、学校、保護者、地域の協力のもとで進めていく。

一方、離別や死別などによるひとり親家庭などは、経済的な面や精神的な面で不安定な状況に置かれている場合が多く、それぞれの生活実態に即した、きめ細かな支援施策を進めていく必要がある。

(3) 高齢者

一戸町における高齢化率は、平成22年調査によると34.6%、平成27年調査では37.4%、令和2年10月調査では42.5%、令和7年10月は47.1%と、全国平均や県平均を大幅に上回る勢いで推移している。今後も確実に高齢化が進行していくことが予測され、ひとり暮らし老人や高齢者夫婦世帯、寝たきり・認知症などの要援護老人の増加が見込まれる。一方で価値観の多様化や核家族化の進行、扶養意識の変化などによる家庭での介護能力の低下や、介護者自身の高齢化など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しており、高齢者対策の充実は特に重要な課題となっている。

このような状況の中、高齢化社会を社会全体で支えるという仕組みとして、平成12年度から介護

保険制度が施行され、これを受けて一戸町は高齢者保健福祉計画を策定し、介護保険事業計画と一体となったサービスの提供体制の整備、保健サービスの充実、保健福祉の拠点施設となる総合保健福祉センターの機能充実や人材の確保などの総合的な高齢者保健福祉体制の整備、さらには地域包括支援センターを核とし、高齢者の健康づくり・生きがい対策などの介護予防・生活支援事業に取り組んできている。

今後は、これらのシステムや施設などを最大限に活用し、また今後のサービスニーズの動向を的確に把握しながら、高齢者保健福祉行政の一層の内容充実を図り、すべての町民が心身ともに健やかで、生きがいを持って、安心して生涯を過ごすことのできる本格的な健康福祉社会の構築に努める必要がある。

高齢化率の推移

(単位：人・%)

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		令和7年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総人口	15,549	100.0	14,187	100.0	12,919	100.0	11,797	100.0	10,196	100.0
老年人口(65歳以上)	4,977	32.0	4,910	34.6	4,829	37.4	5,006	42.4	4,800	47.1
75歳以上	2,442	15.7	2,848	20.1	2,861	22.1	2,732	23.1	2,683	26.3
生産年齢人口	8,893	57.2	7,893	55.6	6,879	53.2	5,788	49.1	4,661	45.7
年少人口	1,679	10.8	1,384	9.8	1,211	9.4	1,003	8.5	735	7.2

(資料：国勢調査、令和7年度は住民基本台帳10月1日時点)

(4) 障がい者

障がい者を取り巻く状況は大きく変化してきており、高齢化の急速な進行などによる障がい者の高齢化、障がいの重度化、さらには重複障がいの発生や介護者の高齢化が進んでおり、援助の必要性が一段と高まってきている。

町では、こうした方々に対し、各種手当の支給や医療費の助成などの経済的援助のほか、日常生活用具や補装具の給付、障害者自立支援法による給付、精神障がい者居宅生活支援事業などによる各種福祉サービスを実施している。また、中山の園や社会福祉法人カナンなどの知的障がい者のための広域的な施設(事業)が整備されており、これらとの連携を図りながら障がい者福祉の推進に努めてきた。

令和2年度には、一戸町障害福祉計画を策定し、精神障がい者や難病患者も含めた総合的な障がい者施策の取組を進めており、今後とも、この計画に基づき、「心の壁」のない福祉的風土づくりをはじめ、相談・情報提供体制の充実や保健・医療・福祉サービスの提供、社会参加の促進、障がいのある方や高齢者に配慮したまちづくりなど、各種の障がい者施策を総合的かつ計画的に進めていくことが必要である。

(5) 保健

一戸町では、総合保健福祉センターを拠点として、健康診査、健康教育、健康相談等の各種保健事業を実施するとともに、健康づくりに関する啓発活動やいちのへ健康フェアなどのイベントの実施、さらには保健推進委員や食生活改善推進員の活動等を通して、地域に根ざした保健活動を積極的に展開している。また、隣接している県立一戸病院や、その他の医療関係機関との協力体制の充

実に努め、保健・医療・福祉の総合的な地域ケアシステムの確立を目指し進めている。

しかし、過食や欠食、運動不足など生活習慣に起因する病気が多くなっており、認知症や寝たきり等の要介護状態等になる方が増加してきている。また、少子・高齢化の進行、核家族化・過疎化に伴い最近の母子保健を取り巻く状況も変化してきており、母親の育児不安の増加、虐待問題、子育ての問題、思春期における健康問題等が増加している。

このため、住民自らが健康づくりを実践することを目的とした「健康いちのへ21プラン」の推進活動の強化を図る必要がある。

2 その対策

(1) 地域福祉

- ① 地域福祉推進のため、行政各部門や各種団体との連携・協力体制を一層強化するとともに、地区ごとの地域福祉推進組織の育成を図る。
- ② 社会福祉協議会の財政基盤や組織体制の強化を支援し、活動の活発化を図る。
- ③ 民生・児童委員や各種関係団体の育成と支援に努め、活動の活発化や地域社会との交流促進を図る。
- ④ 学校教育や生涯学習、コミュニティ活動などの機会に福祉教育や啓発活動を推進し、高齢者や障がい者などと地域住民との交流事業や世代間交流事業の実施、福祉に関するイベントなどを開催する。
- ⑤ ボランティアリーダーの養成講座の充実や情報提供の充実を図り、ボランティア団体相互の連携を確保する組織づくりや研修等による活動強化に努める。
- ⑥ 各地区の施設が、高齢者や障がい者などと地域住民との交流、世代間交流の場として活用されるよう推進する。
- ⑦ 出産や子育ては辛い、面倒なものとのマイナスイメージを持つ場合もあることから、出産や子育てに対して、広報誌やインターネットなどの情報媒体などを通じてイメージアップに努める。
- ⑧ 子育てに関する情報をまとめた「一戸町子育て情報ガイドブック」やホームページなどで保護者などに正しい情報の提供、周知を推進する。
- ⑨ 地域ごとに、学校、企業、民生委員・児童委員などの関係団体、ボランティア等と連携協力し、地域の実情に応じながら、地域で子どもの成長と子育てを支援するためのネットワークづくりを進める。
- ⑩ 公民館、関係団体、町民グループなどの子育て支援活動に対する自主的な活動を積極的に支援する。

(2) 児童・ひとり親家庭

- ① 多様化する保育ニーズや地域課題に即した保育機能の充実、保育施設設備の計画的な整備充実を図る。
- ② 地域開放や育児サークルの育成、子育て相談体制の整備などにより、保育所の機能の充実を図る。
- ③ 保育士の研修・保育実技指導や相互交流を強化し、資質の向上を図る。
- ④ 保育施設の適正配置についての検討を継続する。
- ⑤ 地域内の広場や校庭、集会施設などの活用、児童公園の整備に努める。
- ⑥ 放課後児童クラブの充実を図る。
- ⑦ 総合保健福祉センター、地域子育て支援センター及び「いわて子どもの森」と連携し、子育て支援機能の充実、活用の促進を図る。

- ⑧ 民生児童委員、学校、保育所などと連携し、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努める。
- ⑨ ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、相談・指導体制を充実し、各種助成制度や資金貸付制度の周知と活用を図る。
- ⑩ 保育施設を利用しないで家庭で保育している保護者が、悩みや子育ての相談ができる場所を確保する。
- ⑪ 子育てをしている親同士が悩みを共有し、気軽に相談できる仲間づくり、親子のネットワークづくりのため、活動内容の紹介や活動拠点を提供することにより、自主的な活動の支援を行う。
- ⑫ 認定こども園の整備を図る。
- ⑬ 父親、母親としての知識、心構えを教えるために、産科医などの医療機関と連携を取りながら、産前産後の相談体制の充実を図る。
- ⑭ 思春期特有の心の問題、自殺・不登校等が顕在化しており、これらの問題の解決に向け、町や町教育委員会は若手県教育委員会など関係機関と連携し、思春期教育の充実に取り組む。
- ⑮ 乳幼児に関わる医療費負担も大きく、子育て中の親の経済力は比較的弱いことから、乳幼児から高校生まで幅広く医療費の助成を行い、家計の経済的な負担を軽減し、子育て世帯の生活の安定を図る。
- ⑯ 児童手当等の給付をはじめとする支援について、国に対し支給額の引き上げ等を要望する。
- ⑰ 家庭における育児負担感や孤立感をおぼえたり、育児ストレスを感じたりする親のために、子どもの育ちに応じた子育て相談事業の充実を図る。
- ⑱ 保育分野の人材確保を図るため、移住希望者を対象としたセミナーや移住体験の実施及び、住宅の紹介などの支援を行う。
- ⑲ インターンシップ制度の創出や研修等を行い、若手人材の育成を図る。
- ⑳ 青年教育や青年グループの活動を活性化させ、若い世代の交流を促進させるとともに、結婚に対する意識の啓発に努める。

(3) 高齢者

- ① ボランティア活動・地域活動などに積極的に参加できる環境づくりを推進する。
- ② 高齢者学級などの生涯学習活動をはじめ、文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実を図る。
- ③ 老人クラブの活性化及びシルバー人材センターの活動充実のための支援を行う。
- ④ 老人クラブや町内会など各種団体との連携による地域で支える見守り体制を推進する。
- ⑤ 高齢者の社会活動支援のためのボランティア団体の育成を図る。
- ⑥ 地域包括支援センターによる総合相談支援及び権利擁護支援体制の充実を図る。
- ⑦ 医療、保健、福祉の連携による継続的・包括的なケアを推進する。
- ⑧ 介護予防ケアマネジメントを推進する。
- ⑨ 地域での健康づくり活動を奨励し、その推進に努めるとともに、健康診査、健康相談、健康教育などの充実を図る。
- ⑩ 健康づくりサポーター（お元気サポーター、食生活改善推進員）、認知症サポーターの養成、支援を行う。
- ⑪ 介護関係職員の養成及び資質向上を図る。
- ⑫ 介護保険施設系サービス・居宅系サービスの質の確保と向上を図る。
- ⑬ 計画的な介護保険施設・居宅系サービスの整備を促進する。
- ⑭ 自立から要介護高齢者まで状況に応じた、切れ目のない支援体制づくりを確立する。

- ⑮ 生活支援サービスの効果的な利用による介護予防を推進する。
- ⑯ 自宅生活に不安や不便を感じる高齢者への安心な居住施設の提供に努める。
- ⑰ 認知症に対する正しい知識の普及啓発活動を推進する。
- ⑱ 家族介護者に対する支援の強化を図る。
- ⑲ 認知症高齢者への医療、保健、福祉の連携による支援体制の整備に努める。
- ⑳ 福祉分野の人材確保を図るため、移住希望者を対象としたセミナーや移住体験の実施及び、住宅の紹介などの支援を行う。
- ㉑ インターンシップ制度の創出や研修等を行い、若手人材の育成を図る。

(4) 障がい者

- ① 障がい者一人ひとりのライフスタイルに合わせた多様な暮らしの確立を支援するとともに、地域生活を支える居宅サービスの充実を図る。
- ② 精神障がい者の居宅サービス等の積極的な利用を促進する。
- ③ 障がい者相談員や民生委員等による身近な相談支援体制を強化するとともに、障がい福祉サービスの利用支援や権利擁護への取組を強化する。
- ④ 近隣市町村との共同による指定相談支援事業者の設置を図る。
- ⑤ 事業者を含めた関係機関とのネットワークの構築に努める。
- ⑥ グループホーム等の整備を促進する。
- ⑦ 公営住宅や民間アパート等への入居を支援する。
- ⑧ 障がい者の就労支援のため、ハローワークや県労働部局等との連携を強化するとともに、企業に対する障がい者雇用の促進し、障がい特性に配慮した企業の雇用拡大や職場環境の改善を促す。
- ⑨ 福祉分野の人材確保を図るため、移住希望者を対象としたセミナーや移住体験の実施及び、住宅の紹介などの支援を行う。
- ⑩ インターンシップ制度の創出や研修等を行い、若手人材の育成を図る。
- ⑪ 成年後見制度の普及啓発と相談支援体制の充実を図る。

(5) 保健

- ① 栄養及び各種健康教室を開催し、個人個人にあった情報を提供し健康づくりを支援する。
- ② 地域ぐるみの自主的な健康づくりを促進・支援する。
- ③ 健診受診率向上と事後管理の徹底に取り組む。
- ④ こころの健康づくりの重要性についての意識向上を図り、総合保健福祉センターや各相談窓口を気軽に利用できるよう普及・啓発を図る。
- ⑤ 精神疾患についての正しい知識の普及に努める。
- ⑥ 精神面に関する相談・指導を強化し、地域の理解を得る施策を展開する。
- ⑦ 地域で健康づくりができるよう支援する健康づくりサポーターと協力し、住民の健康づくりを推進する。
- ⑧ 町民全体の健康づくりや疾患予防など総合的な健康づくり支援体制を構築する。
- ⑨ 各種保健活動のほか、育児サークル活動や中高生等の乳幼児ふれあい体験などの活動を推進する。
- ⑩ 疾病や異常等の早期発見、早期治療のため、町が行う妊婦健診や0歳～5歳までの乳幼児健診の受診を積極的に促し、また、育児相談、発達相談支援を図る。
- ⑪ 不妊は、その治療が長期間にわたることで、仕事との両立が困難になりがちであるところから、知識の普及、啓発に努め、家庭、職場をはじめ社会全体での理解の促進を図る。
- ⑫ 産前産後の相談体制として、平成22年度から稼動している、安心・安全な医療のために市町

村と医療機関が情報共有を行う「岩手県周産期医療情報ネットワークいーはとーぶ」システムを活用して、妊婦の健康管理、乳幼児の健康管理を行い、二戸市、八戸市、盛岡市などで妊婦健診を受ける町の妊婦が抱える健康管理面などの負担を軽減し、妊娠から出産後までの継続的な見守りを強化する。

- ⑬ 健診などの機会を通して心身の育ちに心配がある子ども、子育てにさまざまな不安や悩みを感じる親に対して支援を行う。
- ⑭ 施設管理計画に基づく総合保健福祉センターの長寿命化を図る。

3 計画

事業計画表のとおり

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(1) 認定こども園				
		認定こども園新築事業	町		
	(2) 市町村保健センター及び母子 健康包括支援センター				
		総合保健福祉センター改修・設備更新 事業	町		
	(3) 高齢者福祉施設				
		有料老人ホーム改修・設備更新事業	町		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉				
		介護職員等確保対策事業	町		

第8 医療の確保

1 現況と問題点

一戸町には、県立病院1カ所、一般診療所5カ所、歯科診療所5カ所があり、特に県立一戸病院は、総合病院として町における地域医療の中心的役割を担っている。近年、公立病院などにおける医師不足問題が顕在化し、県立一戸病院においても医師の減少による休診科が発生し、地域医療提供機能の低下が懸念される。一戸町では、これらの問題に対応するため町内に小児科と眼科を公設民営の形で開設した。（小児科は令和7年12月に閉院）また、医師確保に向け、平成25年度から将来的に一戸町内で医師として業務に従事する者に対し奨学金を貸し付ける制度を開始し、平成26年度には、この奨学金を利用した学生が国立大の医学部に合格した。今後もこの制度を利用し、医師を目指す学生が増えることを期待する。

さらに、急速な高齢化などによって医療ニーズも一段と高度化、多様化していくことが予想されるため、県立一戸病院との連携をはじめ、その他の医療機関や関係機関との協力体制の充実に努めるとともに、医療の維持・確保を図りながら保健・医療・福祉の総合的な地域ケアシステムを確立することが必要である。

2 その対策

- ① 県立一戸病院、二戸医師会との連携・協力体制を確立するとともに、町内の医療施設・設備の整備充実を促進し、身近な医療体制の充実に努める。
- ② 広域的連携を一層強化し、救急医療体制、休日・夜間・災害時などの医療体制の充実に努める。
- ③ 医師確保対策を強化し、医療の維持・確保を図る。
- ④ 公設民営での特殊診療科の設置推進を図る。

3 計画

事業計画表のとおり

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(1) 診療施設			
	診療所			
		小鳥谷診療所施設・設備整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他			
		医学生奨学金貸付事業	町	
		小鳥谷診療所運営補助事業	町	

第9 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

一戸町には、令和7年4月現在、町立の学校施設として小学校3校、中学校2校があるほか、県立北桜高等学校、県立盛岡みたけ支援学校奥中山校及び学校法人カナン学園三愛学舎があり、恵まれた自然の中でのびやかな教育が進められている。

児童・生徒数は、小学校児童数330人、中学校生徒数213人で年々減少しており、学校施設の適正配置が課題となっているほか、老朽化などに伴う学校施設・設備の計画的な整備充実をはじめ、新たな教育内容に即した教材・教具、設備の充実などが必要となっている。

また、教育内容についても、生涯学習の基礎を培うとともに、情報化・国際化・高齢化などの社会の変化に対応できる力、「生きる力」を育むといった視点に立って、基礎学力の向上はもとより、個性尊重の教育、豊かな心を育てる教育、ボランティア教育、環境教育、国際理解教育の推進、あるいは文化と伝統の尊重などが一層求められてきている。加えて、キャリア教育の充実も重要な視点となっている。

さらに、基本的な生活習慣、生活能力、思いやりや善悪の判断をはじめとした基本的倫理観などの生きる力の育成は、家庭での教育が出発点となっている。このため、「家庭学習の充実」「読書活動の推進」など、定期的な学習機会を提供、かつ充実し、家庭の教育機能の向上が重要となる。

こうした要請に応え、次代を担う心豊かでたくましい児童・生徒を育成していくためには、学校施設・設備の整備充実を図り、教育環境を整備するとともに、社会の変化に対応した教育や町の自然・歴史を生かした体験学習などの特色ある教育の実践、家庭・地域社会との連携強化、障がい児教育の充実、学校給食の充実、通学対策の充実、さらには教職員の資質の向上など、総合的な教育環境づくりが必要である。

また、県立北桜高等学校などの連携を一層強化し、その教育環境の充実を支援・促進していくとともに、地域社会との交流活動の一層の活発化を促していくことが必要である。

さらに、ほとんどの子どもが義務教育終了後に高等学校に進学し、その後も大学や専門学校に進学する割合も高くなってきたことから、親の経済的負担を減らし、子どもが自らの意志と力で大学教育等を修了できるよう、多様なニーズに応える弾力的な奨学金制度を町で検討するとともに、国、県に奨学金制度の拡充を要請する。

小学校児童数の推移

(単位：人)

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
総数	4,768	4,011	3,062	2,487	2,082	1,778	1,526
男	2,474	2,072	1,540	1,245	1,049	873	795
女	2,294	1,939	1,522	1,242	1,033	905	731
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総数	1,174	964	733	606	505	465	330
男	633	509	387	301	278	244	173
女	541	455	346	305	227	321	157

中学校生徒数の推移

(単位：人)

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
総数	1,767	2,388	1,865	1,465	1,177	998	824
男	891	1,259	955	730	586	481	409
女	876	1,129	910	735	591	517	415
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総数	767	561	446	335	306	245	213
男	410	293	230	180	153	146	115
女	357	268	216	155	153	99	98

(資料：学校基本調査)

(2) 生涯学習

すべての人々が生涯を通じて主体的に学習し、自己を高めながら充実した生活が送れるような生涯学習社会の実現が求められている。

一戸町では平成6年度以来、一戸町生涯学習のまちづくり基本構想に基づき、“いつでも、どこでも、だれでも、なんでも”生涯にわたって進んで学ぶことができる生涯学習のまちづくりを目指して、公民館を拠点に、幼児から高齢者まで各段階に応じた講座・教室をはじめとする社会教育事業の推進や、自主的な学習団体への支援などに努めている。

しかし、少子・高齢化、国際化、情報化の進展、環境問題への意識の高まりなど、目まぐるしい社会環境の変化の中で、生涯の各期における学習課題はますます多様化・高度化する一方、各種講座への参加者の高齢化・固定化といった問題もみられ、町民一人ひとりが自発的意志に基づき、自己に適した手段・方法を選んで学習活動が行える、より魅力的で選択の幅の広い学習環境づくりが求められている。

また、家庭環境の変化やパソコン、ゲームの普及により集団で遊ぶ機会が減り、社会性や協調性のきっかけとなる友情や葛藤、忍耐を経験することが難しくなっている。これらに対し、学校や公民館などの公共施設を有効的に活用し、地域で活動する各種団体の活性化を図り、異年齢児同士間の交流や障がい者、地域に居住する外国人との交流を促進していく必要がある。

このため、生涯学習推進体制の一層の充実や関連施設間をネットワークで結ぶなどの整備を図って生涯学習社会の構築のための基盤整備を進めるとともに、常に町民の学習ニーズの的確な把握に努めながら、多彩な学習プログラムの整備や学習関連情報の効果的な提供などに努めることが必要である。

(3) 生涯スポーツ

スポーツ・レクリエーションは、健康の増進や生きがいづくりに役立つばかりでなく、家庭内や地域内のコミュニケーションにも寄与し、活力ある地域社会を育むために重要な役割を持っている。

一戸町では、町民総参加による健康・体力づくりを目指し、子どもから高齢者まで幅広く町民にスポーツ参加の機会を提供し、スポーツ人口の拡大を図るため、総合スポーツ大会をはじめとする各種スポーツ・レクリエーション大会や各種スポーツ・レクリエーション教室・講習会などを開催している。

また、令和7年4月現在、体育協会加盟のスポーツ団体が20団体(会員数513人)、スポーツ少年団が10団体(会員数212人)あり、自主的なスポーツ活動が行われている。

施設としては、生涯スポーツの拠点である総合運動公園に、これまで野球場、陸上競技場、屋内ゲートボール場、クラブハウス、テニスコート、多目的広場が整備されているほか、体育館、河川

公園、小鳥谷地区センター運動場などがあり、町民のスポーツ・レクリエーション活動に活発に利用されている。

しかし、近年、自由時間の増大や健康・体力づくり意識の高まりなどを背景に、町民のスポーツニーズはますます増大・多様化してきており、これへの適切な対応が求められている一方で、参加地域や参加者の固定化といった問題もみられ、すべての町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ・レクリエーション活動が行える条件づくりが、より一層求められている。

このため、人生の各時期に応じた魅力あるスポーツ・レクリエーションの普及や各種大会の充実、スポーツ団体・クラブの育成、さらには活動施設の整備充実などに努め、町民一人ひとりが生涯にわたって自主的・主体的にスポーツに取り組める町民総参加の生涯スポーツのまちづくりを進めていくことが必要である。

2 その対策

(1) 学校教育

- ① 小・中学校の適正配置、それにあわせた通学区域の見直しを行う。
- ② 幼稚園、小・中学校の各学校施設・設備の整備充実を図るとともに、新しい教育内容に即した教材・教具の充実を図る。
- ③ 就学前の児童や小学校低学年の生活習慣の定着、家庭における幼児教育の充実を促進する。
- ④ 幼・保・小・中・高の一貫した教育方針の確立、実態に即した教育課程などを適宜編成し、指導方法の改善・充実を推進することで、基礎学力の向上を図る。
- ⑤ 情報教育や国際理解教育、環境教育など、社会の変化に対応した教育の充実を図る。
- ⑥ 体験学習や郷土学習、福祉教育、道徳教育など、郷土愛やおもいやりの心を育てる教育の充実を図る。
- ⑦ 健康教育の充実、実践力の養成、個々に応じた基礎体力や運動能力の向上、学校安全及び心のケアの充実を促進する。
- ⑧ 青少年の健全育成を推進するため、読書活動を充実させ豊かな心の醸成を図る。また、地域や保護者と連携し子どもを取り巻く環境の整備を総合的に推進する。
- ⑨ 家庭や地域社会との連携を強化し、学校を中心とした家庭や地域社会の育成力の向上を図る。
- ⑩ 心の教育相談員の設置、家庭や地域社会と一体となった適切な相談や指導に努め、問題の解消と防止を図る。
- ⑪ 地域に密着した開かれた学校づくりを推進する。
- ⑫ 学校経営の状況について学校評価を行うとともに、その結果を公表する。
- ⑬ 心身障がい児の障害の程度に応じた適正な特別支援教育を推進する。
- ⑭ 管理運営体制の低コスト化を図りながら、安全でおいしい給食の提供に努め、食育活動を推進する。
- ⑮ 経済的に就学困難な児童・生徒に対し、就学援助補助金や育英制度を活用して就学を援助し、人材の育成・確保を図る。
- ⑯ 総合的な通学対策を推進する。
- ⑰ 教職員の研修や研究活動を奨励・支援し、その成果が学校現場に還元されるよう促す。
- ⑱ 県立北桜高等学校及び県立盛岡みたけ支援学校奥中山校との連携を強化し、地域社会との交流活動の一層の活発化を図る。
- ⑲ 「家庭学習の充実」「読書活動の推進」など、各地区の推進協議会による定期的な学習機会を提

供、かつ充実を図る。

- ⑳ ふれあい、豊かな社会性、協調性のきっかけとなる友情や葛藤、忍耐を経験できるよう、学校、公民館、各種団体の地域活動を活用し、異年齢児同士間の交流を促進する。
- ㉑ 幼稚園、小学校をはじめとする学校教育施設を、子どもにとって利用しやすく、安心、安全に学習できるよう、老朽化した校舎、体育館、プールやグラウンド等の計画的な耐震補強や改築改修を進める。
- ㉒ 知識重視の教育から、子どもが自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性を育む教育へ転換を図るため、地域や関係団体と連携を取りながら、体験学習の充実を進める。
- ㉓ 子どもが自ら学び行動する力等、確かな学力を育むとともに、地域の人材の活用など、地域の実情に応じた特色ある教育に努める。
- ㉔ 多様化、複雑化する子どもの問題行動に対応するため、家庭、地域、関係機関との連携協力のもと、実態把握や解決支援にあたる。
- ㉕ 小、中、高校が連携のもと一貫したキャリア教育を行う。

(2) 生涯学習

- ① 生涯学習推進組織や指針の見直し・充実を図り、時代に即した推進体制を確立する。
- ② 生涯学習理念の普及と学習意欲の高揚、主体的な学習意識の醸成を図る。
- ③ 全町的な生涯学習関連施設のネットワーク化とその活用、身近な学習の場の確保を図る。
- ④ 各世代における学習ニーズを的確に把握し、多彩で特色ある学習プログラムを整備する。特に、環境問題や生命、人権、国際理解、情報化などの現代的課題や、一戸の自然、農業振興、過疎と少子・高齢化、後継者の育成など町の特性や課題をテーマにした学習機会を拡充する。
- ⑤ 生涯学習に関する資料や情報を収集・整理し、学習関連情報を提供できる情報システムの中心的機関として図書館の整備・活動を推進する。
- ⑥ 社会教育主事や司書など専門職員の養成・確保を推進する。
- ⑦ 生涯学習に関する指導者の確保を図り、人材バンク制度の充実に努める。
- ⑧ 地域における自主的な生涯学習活動を支援する。
- ⑨ 団体の育成及び活動の支援、町職員の派遣など、町内会や自治公民館活動を積極的に支援する。
- ⑩ 世代間交流のため、スポーツ活動、社会奉仕活動、社会福祉活動などを促進する。
- ⑪ 地域が様々な構成員で成立し、お互いが支えあって生きていることへの理解を図るため、障がい者や地域に居住する外国人との交流を進める。
- ⑫ 小・中学校や保育施設などを地域の学習力の向上を図る拠点としても使用し、地域づくり、父母のつどいの場づくり活動などへの柔軟な有効利用を進める。

(3) 生涯スポーツ

- ① 地区スポーツ振興会との連携及び体育指導委員協議会の充実に努める。
- ② 体育指導委員や地区スポーツ連絡員などの指導者の相互の連携強化及び資質の向上、地域に根ざした新たな実践者の発掘・養成を図る。
- ③ スポーツ・レクリエーションや体力づくりに関わる様々な情報の収集・提供に努める。
- ④ 各種スポーツ・レクリエーション大会やスポーツ・レクリエーション教室・講習会、各種行事などの内容充実及び参加促進、スポーツを通じた国内外との交流活動、女性や障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の促進を図る。
- ⑤ 町技である「なぎなた」競技の普及に向け、競技者人口の増加等普及促進に努めるとともに、競技に必要な用具、施設・設備の整備を図る。
- ⑥ ニュースポーツの普及・振興、各地区や職場ごとのスポーツ・レクリエーション活動を促進す

る。

- ⑦ 体育協会、スポーツ少年団の組織強化、各種スポーツ団体・クラブなどの育成や活動支援し、自主的・主体的な活動を促す。
- ⑧ 顕著な成果をあげた関係者及び団体を表彰し、スポーツに対する関心を喚起する。
- ⑨ 学校体育施設の一般住民への開放事業の拡大を図る。
- ⑩ 観光施設に併設したスポーツ施設整備や、公園と隣接する身近なスポーツ施設の整備に努める。
- ⑪ 施設・設備の整備充実を計画的に進め、NPOによる各施設の一体的な管理運営体制を確立し、利用の高度化・促進に努める。
- ⑫ 総合型スポーツクラブの育成支援に努める。
- ⑬ 親子の絆を深める機会を提供するために家族の素晴らしさを確認させるとともに子どもの健康や創造性を育む親子参加型の自然体験活動やスポーツ行事などを促進する。
- ⑭ 子ども会活動やスポ少など、子どもの学校外での活動を地域で支援するとともに関係団体の実施する学校外のスポーツや野外活動、集団活動を支援し、NPOや関係機関などと連携しながら、子ども相互の交流を促進するとともに、のびやかで健やかな成長を育むよう努める。

3 計画

事業計画表のとおり

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育文 化の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校施設改修事業	町	
		一戸南小学校トイレパネルヒーター更新事業	町	
		奥中山小学校エアコン設置事業	町	
		一戸中学校キュービクル改修事業	町	
		一戸中学校校舎大規模改修事業	町	
	給食施設	食育センター施設改修事業	町	
	その他	教育用 I C T活用学習支援事業	町	
	(2) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	コミュニティセンター設備更新改修事業	町	
		地区センター改修事業	町	
	体育施設	一戸地区センター体育館改修事業	町	
		総合運動公園公共下水道接続事業	町	
		総合運動公園陸上競技場改修事業	町	
		総合運動公園野球場照明改修事業	町	
		総合運動公園管理事業	町	
	図書館	図書館情報システム更新事業	町	
	その他	コミュニティセンター・図書館管理事業	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	入学祝金交付事業	町	
(4) その他	旧学校施設等解体事業	町		
	学校・家庭・地域連携協力推進事業	町		

第10 集落の整備

1 現況と問題点

一戸町にはかつて最大7校の中学校があったが、現在では北部の一戸中学校と南部の奥中山中学校の2校のみとなっており、人口分布も同様に一戸地区と奥中山地区が多くなっている。この2つの地域は、行政・金融・医療・商業機能等が集中しており基幹的集落となっている。一方、それ以外の地域では、人口減少に伴い商店等も減少しており、基幹的集落や近隣市町へのアクセス機能を鉄道、路線バス及びデマンド交通で確保しており、医療や商業機能については地域内でまかなうことができないが、地区センターが行政機能を、郵便局が金融機能の一部を担っている。

しかし一方では、定住・交流人口の増加や産業開発、都市的魅力を持った地域構造への転換など、高度化、多様化する町民ニーズや社会的要請に対応したさらなる都市的生活基盤の整備を図ることも必要となっている。

このため、広域的な道路網の整備充実などによる地域構造の変化や、町民ニーズの動向などを十分に踏まえ、環境保全と災害に強いまちづくりを基本にしつつ、都市的生活環境の整備と農村生活環境の整備と保全を図っていく必要がある。

良好な住環境の確保は、町民が快適でうるおいのある暮らしを営む基本的な条件であり、若者の定住を促進する重要な要素でもあるため、これへの適切な対応が重要となる。

2 その対策

- ① 集落内における身近な公園や広場などの適正な配置、緑地公園の整備を図る。
- ② 公園など施設の適正な維持管理や長寿命化に努め、生涯スポーツやふれあいと交流の拠点として活用する。
- ③ ふれあいの森林の保全・活用や、自然とふれあえる公園・緑地等の整備を図る。
- ④ 町内の河川や水路などについて水と親しむことができるような環境の整備に努める。
- ⑤ 御所野縄文公園を積極的に活用し、その他文化遺産などの周辺整備や史跡公園化などを図り、個性的なふれあい・交流空間の創出を図る。
- ⑥ 公共施設において計画的に植栽を進めるとともに、民有地も緑化協定などを通じて緑化を促進する。
- ⑦ 各種緑化促進事業を推進する。
- ⑧ 生活道路の整備充実や身近な公園、下水道などの整備、町民参加のもとに緑化や個性ある景観づくりを推進し、総合的な居住環境の向上を促す。
- ⑨ 国土利用計画一戸町計画などに基づいた、都市計画や農業振興地域整備計画などの土地利用関連計画の総合調整を図る。
- ⑩ 土地に関する啓発活動の充実や適正な規制誘導に努め、土地取引の適正化を促進する。
- ⑪ 既存市街地の整備に町民参加の整備手法を導入し、公園・緑地、街路、下水道などの基盤施設の整備を図る。
- ⑫ 新たな住宅建設の促進及び適正な規制誘導、居住水準の高い住宅地の形成に努める。
- ⑬ IGRいわて銀河鉄道一戸駅周辺及び商店街について、商業機能の再生整備を促進し、にぎわいのある利便空間の創出を図る。
- ⑭ 新市街地の形成とその活用に努め、先行的な都市基盤整備と質の高い居住環境の確保を図る。
- ⑮ 環境と共生するまちづくりや個性的でうるおいのある景観づくり、災害に強いまちづくり、高

齢者や障がい者に配慮したまちづくりを推進する。

⑯ 住民のニーズに対応した子育て支援住宅の整備を図る。

3 計画

事業計画表のとおり

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
9 集落の 整備	(1) 過疎地域集落再編整備				
		居住誘導地域宅地開発事業	町		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落整備			
			集落支援員配置事業	町	
		基金積立			
			過疎地域持続的発展特別事業（公共施設 解体撤去事業財源分）	町	

第11 地域文化の振興等

1 現況と問題点

芸術・文化は、町の個性や独自性を生み出す重要な要素であり、まちづくりとも密接に関わっていることから、固有の資源や風土を生かしつつ、新たな芸術・文化を築き上げていくことが望まれている。

一戸町では、令和7年4月現在、文化協会加盟の文化団体が20団体（会員数156人）あり、幅広い内容の芸術・文化活動が行われているほか、一戸町文化祭をはじめ、音楽や美術、演劇の鑑賞会、文化講演会などの多様な文化行事などを展開している。しかし、各種活動への参加者の固定化や指導者・後継者の不足のほか、芸術・文化を鑑賞できる施設や機会の不足などの問題もみられ、今後一層、体制の充実や内容の魅力化を図って、より多くの町民の文化意識を高めていくことが必要である。

このため、文化協会など各種団体の育成と支援に努め、町民の自主的な芸術・文化活動を幅広く促していくとともに、活動の拠点となる施設整備のもと、各種行事内容の充実や多様な芸術・文化に接する機会づくりに努めるなど、総合的な文化環境づくりを進めることが必要である。

一方、文化遺産は、先人たちのまちづくりの精神を今に伝える貴重な財産であり、これを保護し、後世に伝えていくことは、現代に生きる私たちの責務である。

一戸町は、考古学上からも全国的に注目されている縄文時代中期の集落遺跡である御所野遺跡に代表される11の国指定文化財をはじめ、県・町指定の有形・無形の貴重な文化財を数多く有しているほか、様々な歴史資料や埋蔵文化財にも恵まれており、まさに文化遺産の宝庫といえる。特に御所野遺跡については「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つとして、令和3年7月27日に国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界文化遺産に登録され、その普遍的な価値が認められている。

そのほか埋蔵文化財の発掘調査や無形民俗文化財の伝承活動を進めるなど、有形・無形の多様な文化遺産の保護・継承活動を行っている。

これらの文化遺産は、郷土に対する関心を高め、町民の生きがいや連帯感を育むとともに、一戸町の歴史や文化、風土を広く発信する上で極めて重要な役割を担っていることから、今後とも歴史文化の拠点となる御所野縄文公園の活用を重点的に進めていくとともに、その他各種の文化遺産の適切な調査や保存・活用などを図って、より多くの人々が町の歴史や文化にふれあえる機会を増やしていくことが必要である。

2 その対策

- ① 御所野遺跡について、世界文化遺産としての遺跡の価値を維持するための学術調査を実施する。
- ② 御所野遺跡を適切に維持・管理する体制を整備する。
- ③ 地域文化の中核施設として、また学習・体験、観光・交流の拠点として御所野遺跡を活用する。
- ④ 御所野遺跡関連施設を有効活用していくための組織づくりや体制の整備、運営方針の確立、体系的な展示や学習機会の提供、イベントの開催など効果的で魅力あるソフト事業を展開する。
- ⑤ 各芸術・文化活動団体の積極的な育成・支援、自主的・主体的な芸術・文化活動の活発化及び独自の戸文化の創造を図る。
- ⑥ 多様な芸術・文化に接する機会の拡充、芸術・文化活動の成果の発表機会の充実に努める。
- ⑦ 既存の芸術・文化活動施設の計画的な整備充実、修理及び有効活用を促進する。
- ⑧ 文化財の調査と適正な保護、重要なものについては指定による保全や活用に努める。

- ⑨ 無形文化財の保存・伝承と後継者の育成を図る。
- ⑩ 郷土の歴史に対する理解と文化財愛護精神の醸成を図る。
- ⑪ 町の文化遺産と歴史を最大限に取り入れた個性的で文化の香り高いまちづくりを促進する。

3 計画

事業計画表のとおり

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
10 地域文 化の振興等	(1) 地域文化振興施設等				
	地域文化振興施設				
		御所野遺跡保存整備事業	町		
		旧朴館家住宅保存改修事業	町		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
	地域文化振興				
		世界遺産御所野遺跡活用事業	町		
		郷土芸能保存継承支援事業	町		

第12 再生可能エネルギーの利用の促進

1 現況と問題点

「SDGs（持続可能な開発目標）」が注目され、国においても「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」との宣言がなされるなど、再生可能エネルギーの利用促進が求められ、1,000以上の自治体が同様の宣言を行っている。

また、「カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」により、経済と環境の好循環を作っていく産業政策が求められ、2050年には発電量の50～60%を再生可能エネルギーで賄う想定となっており、一般企業においても再生可能エネルギーの利用機運が高まっているが、その絶対数の不足やコストの点から、さらなる整備が求められている。当町には、木質系バイオマス発電所、風力発電所が立地している他、農業系ダムの小水力発電設備や民間事業者及び個人住宅の太陽光発電設備による発電など、再生可能エネルギー由来による豊富な発電が行われている。

2019年12月には、近隣の北岩手8市町村と共同で「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」宣言を行っており、再生可能エネルギーのポテンシャルが高いとされる北岩手エリアで「北岩手循環共生圏」を結成し様々な活動を行うこととしている。加えて、当町を含む東北・北関東の17市町村は、神奈川県横浜市と「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」を締結しており、電力の供給を契機とした様々な波及効果が見込まれることから、同市への電力供給を増やす取組が必要となっている。

同時に、一戸町の二酸化炭素排出量は、平成25年度の103.6千t-CO₂に対して令和2年度は83.7千t-CO₂と減少傾向にあるものの、豊富な資源を活用した更なる脱炭素化に向けて取り組んでいく必要があり、特に町民の行動変容を促す取組の積極的な展開が急務となっている。

2 その対策

- ① 再生可能エネルギーの地産地消並びに避難所等での再生可能エネルギーの活用を図るため、蓄電池や自営線の導入を図る。
- ② 町有施設の屋上や屋根等に太陽光パネルを設置し、町内での再生可能エネルギーの利用促進を図る。
- ③ 町公用車の電動化（EV/PHEV/FCV）を図る。
- ④ 町内に再生可能エネルギー由来電力による電動車用充電スポットを整備する。
- ⑤ 畜産系排泄物を活用した発電設備設置への助成を実施する。
- ⑥ 環境に配慮した住宅建設を促すとともに、使用電力を再生可能エネルギー由来のものとするための助成を実施する。
- ⑦ 事業者や個人の所有する車両の電動化またはクリーン燃料利用へ促すための助成を実施する。
- ⑧ 町外への再生可能エネルギー由来電力の普及拡大を図る活動を支援する。再エネ版ふるさと納税なども想定する。

3 計画

事業計画表のとおり

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考		
11 再生可 能エネルギ ーの利用の 促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設					
		来田保養センターボイラー更新事業	町			
		公共施設屋根等太陽光発電設備設置事業	町			
		公用車電動化事業	町			
		畜産バイオガス発電施設事業	利用組合			
		電動車充電スポット整備事業	町			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用分				
			ZEH住宅建設助成事業	町		
			ゼロカーボン・ドライブ助成事業	町		
			町外への再エネ電力普及拡大事業	町		
		基金積立				
			スマートタウン推進事業	町		

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

(1) 多様性の尊重や共生社会の構築

2015年の国連持続可能な開発サミットで採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「誰一人取り残さない」という方針のもと17の持続可能な開発のための目標（SDGs）達成を目指すこととしている。これは、今まで十分な配慮が足りていなかった立場の弱い人々も含めた社会全体の幸せを実現することができなければ、持続可能な地域は実現できないという考えの現れである。

一戸町には障害者福祉施設が複数あり、地域の中で様々な特性を持つ人々同士の交流の機会が多いことなどから、昔から地域共生社会の実現に向けた機運が醸成されている。また、縫製業や農業分野で外国人技能実習生が多く生活しており、国際交流協会の活動を中心に異文化理解推進による多様性尊重の考えが浸透している。

一方、トランスジェンダーなどの人々に対応できる施設の整備や、御所野遺跡の世界遺産登録に伴い増加が見込まれる宗教上の配慮を要する人々への対応は遅れている。

(2) 広報広聴の充実

令和の時代を迎え社会の変化スピードはますます加速しており、行政だけでの地域課題解決は難しく、関係者への適切な情報提供と提言を受ける体制の整備が不可欠となっている。一戸町では広報紙やホームページを中心に町民向けの広報を実施してきた。また、地域懇談会の開催により町政の重要な方針について説明の実施と提言を受けている。

今後は町内向けの広報とともに、持続可能な地域実現のため関係人口拡大などを目的とした、町外に対する情報発信の重要性が増している。広報ツールも多様で日々新しい方法が提供されていることから、対象に応じた効果的な方法を検討する必要がある。また、若者をはじめ町政にあまり興味が無い人たちからも広聴ができるよう、地域懇談会以外にも町政に対する提言の場を設定する必要がある。

2 その対策

(1) 多様性の尊重と共生社会の構築

- ① 国際交流協会など各種団体支援により異文化理解を推進する。
- ② 多様な参加者による地域内での交流の機会を設ける。
- ③ 男女共同参画社会実現や、トランスジェンダー等の性的マイノリティを包括する社会を実現するため教育、啓発活動や必要設備を整備する。
- ④ SDGs 達成に向けた体制を構築する。
- ⑤ ハラル認証取得等宗教上の配慮が必要な政策を推進する。

(2) 広報広聴の充実

- ① 「広報いちのへ」の内容を充実させるとともに、各種統計調査結果を積極的に提供する。
- ② ホームページの充実や、新聞・テレビ・SNSなどの媒体の活用に努め、新たな情報通信基盤を活用した行政情報提供システムの整備促進を図る。
- ③ 各種相談の充実、町政モニターの委嘱や各種町民アンケートの実施、地区懇談会の定期的開催、まちづくり交流会開催により町民の意見を広く収集する。
- ④ 記者懇談会実施などにより、町政のパブリシティを強化する。

3 計画

事業計画表のとおり
事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域 の持続的発展に 必要な事項				
		パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事業	町	
		SDGs推進事業	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
1 移住・定住地域間交流の促進、人材育成	移住・定住				
		空き家対策総合支援事業	町	移住検討者の増加と定住促進のため、住環境をはじめとした各種環境整備、情報発信、相談体制の強化を実施する。移住者の増加により人口減少対策への効果を見込む。	
		移住・定住推進事業	町		
		子育て世帯定住促進事業	町		
		一戸町奨学金返還金支援事業	町		
		若者空き家住まい支援事業	町		
		子育て支援民間賃貸住宅家賃補助事業	町		
		子育て認定賃貸住宅新築及び改修工事支援事業	町		
		若年者認定賃貸住宅賃地区及び改修工事支援事業	町		
		住まいの省エネルギー改修推進事業	町		
	居住誘導促進事業	町			
	地域間交流				
		関係人口推進事業	町	S N S等を介して情報発信等を実施することにより、町民のシビックプライドの醸成及び関係人口の増加などの効果が期待され、将来的に町に愛着を持ち、次代を担う活力ある世代の定住者の増加につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。	
	人材育成				
地域づくり推進事業		町	地域活動や、地域資源を活用した取組を支援する。支援する活動が活性化することで地域を担う人材の育成を見込む。		
地域資源利用促進研究事業		町、大学			
若者地域活性化アクション支援事業	町				
基金積立					
	地域づくり推進基金積立	町	人材育成事業が安定的に継続するよう基金を造成する。事業の安定実施を確保することで継続的な人材育成を見込む。		

2 産業の振興	第一次産業			
		新規就農者支援事業	町	農業担い手不足を解消するため、経営支援や技術研修を実施する。農業担い手の増加により、第一次産業の活性化や遊休農地の有効活用を見込む。
		一戸夢ファーム農業担い手育成事業	町	
		農業用生分解マルチ導入推進事業	農業経営体	
		園芸生産振興対策事業	生産者組織	
		葉たばこ生産振興対策事業	生産者組織	
		農業チャレンジ事業	農業経営体	
		収入保険加入促進事業	農業経営体	
		乳用牛ゲノム育種価改良事業	生産者組織	
	優良基礎牛保留対策事業	生産者組織		
	商工業・6次産業化			
		新商品開発支援事業	町	新たな土産品や特産品開発を支援することにより地域資源活用の促進を図るとともに、地域経済の活性化を見込む。
	企業誘致			
RE100 企業誘致事業		町	地域の再生可能エネルギーを活用し、CO ₂ 排出削減に取り組む企業を誘致する。新たな雇用の創出や持続可能な地域の実現を見込む。	
その他				
	一戸町地域産品協議会補助事業	協議会	地域資源を活用した付加価値の高い商品開発について協議会を通じて支援することで、将来の商品開発に資する。	
	一戸町企業支援事業	町	企業の人材不足の解消と優秀な人材の確保のため、企業が行う就職説明会等への支援を行う。また、これにより将来の転入者増加を見込む。	
	一戸まつり実行委員会補助事業	実行委員会	一戸町まつりに対して補助を行うことにより、観光の振興と地域の活性化を図る。	

		一戸町観光協会等補助事業	協会	一戸町観光協会等の活動に対する補助を行うことにより、地域の特性を活かした観光振興の推進と、観光客の利便性の向上に資すると判断される。
	基金積立			
		過疎地域持続的発展特別事業基金積立(新商品開発等事業財源分)	町	地域資源を活用した新たな商品の開発に係る経費の一部を補助することにより、個人及び団体等の商品開発意欲の増進などの効果が期待され、地域の持続的発展に資すると判断される。
3 地域における情報化	情報化			
		情報配信ツール更新事業	町	様々な情報伝達手段を確保することで、新たなニーズへの対応と緊急時等の強靱化を図る。
	デジタル技術活用			
		産業DX事業	町	地域に不可欠な産業の存続に向けて、業務効率化など繋がるDXの導入を検討・推進する。
		医療福祉DX	町	
	デジタル技術活用人材育成事業	町	地域に不足しているデジタルリテラシーの高い人材を育成するため、知識習得や経験の機会創出を支援する。	
	その他			
		ICT活用学習支援事業	町	ICT教育を実施することにより、児童生徒らの学力向上やキャリア教育などの効果が期待され、将来的にICTを活用した地域の発展を担うことができるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。

4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通			
		並行在来線利用促進事業	協議会	並行在来線の利用運賃の助成などを実施することにより、利用者数の増加が期待され、将来的に並行在来線の存続につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。
5 生活環境の整備	危険施設撤去			
		特定空家対策事業	町	地域環境の安全確保や景観保全、将来の土地の有効活用に向けて、特定危険空家の解体撤去を支援する。
		公共施設等解体撤去事業	町	老朽化が進んだ公共施設の解体を実施することにより、地域の安全の確保及び用地確保が図られ地域の持続的発展に資すると判断される。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上、及び増進	高齢者・障害者福祉			
		介護職員等確保対策事業	町	インターンシップの実施や研修等の受講支援などを実施することにより、有能な人材の確保や介護職員の増加が期待され、将来的に高齢者等の福祉の向上につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。
7 医療の確保	その他			
		医学生奨学金貸付事業	町	医療人材の確保に向けて、資格取得を支援する。
		小鳥谷診療所運営補助事業	町	小鳥谷診療所の運営に対して補助を行うことにより、地域医療の確保・維持を図る。
8 教育文化の振興	義務教育			
		入学祝金交付事業	町	入学祝金を交付することにより、小学校及び中学校入学時の経済的負担の軽減を図る。

	その他			
		旧学校施設等解体事業	町	老朽化が進んだ旧学校施設の解体を実施することにより、地域の安全の確保及び用地確保が図られ地域の持続的発展に資すると判断される。
		学校・家庭・地域連携協力推進事業	町	三者の連携を推進することにより、安全して生活できる地域づくりを目指す。
9 集落の整備	基金積立			
		集落支援員配置事業	町	集落支援員による地域の適切な状況把握や意見交換を行うことにより、集落の維持・活性化を図る。
		過疎地域持続的発展特別事業基金積立(公共施設解体撤去事業財源分)	町	老朽化が進んだ公共施設の解体を実施することにより、地域の安全の確保及び用地確保を図り、将来的に新たな公共施設の建設や民間企業の用地等の有効活用や地域の良好な住環境の確保につながるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。
10 地域文化の振興等	地域文化振興			
		世界遺産御所野遺跡活用事業	町	御所野遺跡の更なる認知度向上を図ることにより、遺跡への集客が期待され、将来的に御所野遺跡への理解の深化及び地域活性化が図られるなど、地域の持続的発展に資すると判断される。
		郷土芸能保存継承支援事業	町	郷土芸能保存団体に対して支援を行うことにより、担い手の育成と地域活性化が図られ、地域固有の芸能の次代への継承が期待される。
11 再生可能エネルギー利用の促進	再生可能エネルギー利用分			
		ZEH 住宅建設助成	町	再生可能エネルギー利用の普及や地域経済の持続可能な発展にむけて、脱炭素に資
		ゼロカーボン・ドライブ助成	町	する取組の支援と、再生可能
		町外への再エネ電力普及拡大	町	

	基金積立			エネルギーを軸とする経済活動の拡大を図り環境保全と経済活性化を目指す。
		スマートタウン推進事業	町	
12 その他地域の持続的発展に必要な事項				
		パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事業	町	自分らしく安心して生活ができるよう後押しをすることにより、多様性を尊重するまちづくりの実現を目指す。
		SDGs 推進事業	町	SDGs 推進に困む町内の活動事例、町の課題などを明らかにし、参加者から町に政策提言させるワークショップを運営するもの。